

横須賀市人権施策推進指針の改定に関する調査票

○ 施策共通の基本的な方向

改定案のポイント

- ① 市民意識調査でも意見の多かった「人権教育」について、重要な施策であることを位置付けるため、「人権教育の推進」と「人権啓発の推進」の項目を分け、施策の方向を細かく追記した。
- ② 学校教育については、市立学校における人権教育の基本方針に基づいて修正した。
- ③ 社会福祉の担い手でもある市職員の意識を広げていくために、必要な考え方を追記した。
- ④ 複合化する課題や既存の分類にあてはまらない方など、すべての人の人権が尊重されるよう、必要な考え方を追記した。

	現指針（R01） 6 ページ	改定案
タイトル	（１）人権教育・啓発の推進	（１）人権教育（学校教育・社会教育）の推進
内容	① 学校教育においては、正義感、倫理観や思いやりの心など豊かな人間性をはぐくむための教育の充実を図ります。 ② 社会教育においては、生涯学習の観点から人権について学べるような機会の充実に努めます。 ③ 家庭、地域、職場など、さまざまな場を通じて、市民一人ひとりが、人権についての知識や理解を深められるよう啓発に努めます。 ④ 市職員や教職員に対する人権の研修を進めるとともに、福祉・医療関係者などに対しても、人権意識が高まるよう働き掛けに努めます。	ア．学校教育 ① すべての学校すべての地域において、人権尊重の精神の涵養を目的に、組織的、計画的に推進されるよう、推進体制の整備・充実を図り、積極的な推進に努めます。 ② 学校教育においては、児童生徒の発達段階に即しながら、各教科等の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて、人権尊重の理念について理解を促すように努めます。 ③ 指導者の養成及び研修については、計画的に実施し、資質の向上に努めるとともに、その活用を図ります。 ④ 推進に当たっては、学校や地域の実情等に応じ、人権に関する現状を正しく把握して取り組むとともに、教育の中立性の確保に努めます。 イ．社会教育 ① 生涯学習の観点から人権について学べる機会の充実に努めます。 ② 家庭教育の支援の視点も踏まえ、保護者や地域の大人が人権に関する基礎的な理解を深められるよう、情報提供や学習機会の充実に努めます。 ③ 市職員や教職員に対する人権の研修を進めるとともに、福祉・医療関係者などに対しても、人権意識が高まるよう働き掛けに努めます。 （２）人権啓発の推進 ① 家庭、地域、職場など、さまざまな場を通じて、市民一人ひとりが人権についての知識や理解を深められるよう啓発に努めます。いじめや差別のない多様性の認め合える社会の実現に向けて、継続的な情報発信を行います。 ② ポスターや広報誌、SNS、市ホームページ等の各種媒体の特性を踏まえ、分かりやすく、必要な人に届く啓発を進めます。 ③ 啓発に当たっては、当事者の視点や多様な背景への配慮を大切に、固定観念や偏見を助長しない表現に努めます。

タイトル	(2) 相談体制の充実	(3) 相談体制の充実
内容	① 市民が問題の早期解決を図れるよう、相談しやすい体制づくりと相談窓口の周知に努めます。 ② 複合的な問題に対応するため、それぞれの相談窓口や関係機関、民間団体などとの連携を図り、迅速かつ確実な解決につなげる体制づくりに努めます。 ③ 相談内容の複雑化などに対応するため、相談に携わる職員の知識習得と応対技術の向上に努めます。	① 市民が問題の早期解決を図れるよう、相談しやすい体制づくりと相談窓口の周知に努めます。 ② 複合的な問題に対応するため、それぞれの相談窓口や関係機関、民間団体などとの連携を図り、迅速かつ確実な解決につなげる体制づくりに努めます。 ③ 相談内容の複雑化などに対応するため、相談に携わる職員の知識習得と応対技術の向上に努めます。
タイトル	(3) 市民や関係機関との連携の推進	(4) 市民や関係機関との連携の推進
内容	① 市民やNPO団体などの関係団体、官公署と協働・連携し、問題解決に向けて取り組むよう努めます。 ② 社会全体で人権問題に取り組めるよう、家庭、地域、学校、職場などさまざまな分野での連携に努めます。 ③ 横須賀市だけでは解決できない問題については、国、県などへ積極的な提言・要請を行い、連携を図るよう努めます。	① 市民やNPO法人などの関係団体、官公署と協働・連携し、問題解決に向けて取り組むよう努めます。 ② 社会全体で人権問題に取り組めるよう、家庭、地域、学校、職場などさまざまな分野での連携に努めます。 ③ 横須賀市だけでは解決できない問題については、国、県などへ積極的な提言・要請を行い、民間事業者や官公庁との連携を図るよう努めます。
タイトル	(4) 人権尊重の視点に立った市政の推進	(5) 人権尊重の視点に立った市政の推進
内容	① 個人情報の収集・保管・利用を適正に行い、プライバシーの保護に努めます。 ② 社会情勢の変化や現状を的確に把握するとともに、複合的な問題についての庁内の連携に努めます。 ③ より適切に人権施策の推進を図るため、効率的な行財政運営に努めます。 ④ 職員一人ひとりが人権尊重の意識を高め、自覚を持って職務遂行に努めます。	① 個人情報の収集・保管・利用を適正に行い、プライバシーの保護に努めます。 ② 社会情勢の変化や現状を的確に把握するとともに、複合的な問題についての庁内の連携に努めます。 ③ より適切に人権施策の推進を図るため、効率的な行財政運営に努めます。 ④ 横須賀市人権都市宣言の趣旨を広く周知し、互いの人権を尊重する意識の醸成を図ります。 ⑤ 職員一人ひとりが人権尊重の意識を高め、市政運営の担い手として、人権尊重を業務遂行の基本に据え、市民から信頼される行政運営に努めます。
タイトル		(6) すべての人の人権の尊重
内容		① 性別・障害・人種・国籍・門地・年齢、そして考え方も違い、同じものを見ても、全く違うことを感じます。そのような多様性を受け入れ、認め合うことで、違いを学びに、力に変えることができるダイバーシティ社会の実現を目指します。 ② 社会情勢や生活様式の変化により、生活上の困りごとが深刻化してから顕在化するケースや、既存制度の活用だけでは十分な支援が出来ないケースも増加しています。このような複雑化・複合化する課題に対し、多機関が連携して包括的な支援体制により必要な支援を行います。 ③ 人権に関する課題は多岐にわたり、既存の分類には当てはまらない悩みや困りごとを抱える人もいます。そのような人に寄り添った相談対応を行うとともに、問題の解決に向け、適切な支援につなげます。

横須賀市人権施策推進指針の改定に関する調査票

○ 男女共同参画（ジェンダー平等）

改定案のポイント

- ① 現在改定作業が行われている「(仮称)第7次横須賀市男女共同参画プラン」に基づく内容を反映した。
- ② 事業内容は、令和元年度の内容を踏襲しつつ、現在の取り組みに即した内容となるよう、文言の整理を行った。

	現指針（R01） 7～10ページ	改定案
1 現状	憲法第14条第1項は、「すべて国民は、法の下に平等であつて、・・・性別・・・により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない」と規定しています。 しかしながら、性別に基づく差別を見ると、固定的な性別役割分担意識に基づいた制度や慣行は家庭や職場、地域などさまざまな場で根強く残っています。DV防止法では、女性に対する暴力だけでなく男性に対する暴力も対象としていますが、配偶者等からの暴力の被害者は女性が多いなど真の男女平等社会の実現には至っていないと言えます。 また、最近では、セクシュアル・ハラスメントだけでなく、パワー・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントの防止啓発に取り組むことも求められています。 「男女共同参画社会基本法」では、地方自治体に対し、直接的に男女共同参画社会の形成の促進に係る施策でなくとも、結果的に影響を及ぼすことがあり得ることから、男女共同参画に関する計画に盛り込まれない施策であっても、策定、実施に当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮すべきとしています。 また、平成27年（2015年）には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が成立し、働く場面で活躍したいと希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、一定規模以上の事業主に対する「事業主行動計画」の策定が義務付けられました。	憲法第14条第1項においては、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定しています。また、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）では、その前文において、「男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている」とし、「男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である」としています。男女共同参画社会の実現は、全ての人が生きがいを感じられる、多様性が尊重される社会の実現や、経済社会の持続的発展においても不可欠な要素です。 横須賀市では、性別における差別や偏見の解消や対等な参画機会の確保に向け、多くの取組を続けてきました。しかし、いまなお根強く残る固定的な性別役割分担意識や無意識の偏見・思い込みがあり、真の男女共同参画・ジェンダー平等社会の実現には至っていないと言えます。

2 これまでの施策	横須賀市では、平成7年（1995年）に男女共同参画社会実現のための具体的な取り組みとして「女性行政総合プラン（デュオプランよこすか）」をスタートさせ、これを機に、男女共同参画推進の拠点施設として「デュオよこすか」を開設しました。 平成13年（2001年）12月には、「男女共同参画推進条例」を制定し、性別にかかわらず、すべての人が個人として尊重され、あらゆる分野において、互いに個性と能力を発揮できる社会の実現を目指すため、「男女共同参画の推進を横須賀市の主要な施策として、総合的に実施する」ことを、横須賀市の責務として位置付けました。 また、平成14年（2002年）からは、市役所自らが男女共同参画を推進し、市内事業所のモデルとなるよう努めていくための「男女平等モデル事業所づくり計画」を策定しました。現在、この取り組みは「第5次男女共同参画プラン」に引き継がれています。	横須賀市では、平成7年（1995年）に男女共同参画社会実現のための具体的な取り組みとして「女性行政総合プラン（デュオプランよこすか）」を策定しました。 平成14年（2002年）4月には、「横須賀市男女共同参画推進条例」を施行し、平成31年（2019年）に「横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例」に全面改正しました。条例に掲げている「性別等による偏りのない社会」「誰もが活躍できる社会」「誰も孤立させない社会」の実現を目指し、講座・セミナー開催や広報紙の発行等の事業に取り組んできました。また、横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会の推進施設「デュオよこすか」を設置しています。
3 課題	「男は仕事、女は家庭」といった性別を理由に役割や責務を固定的にとらえる意識は、社会に根強く残っており、また、保育所の待機児童の問題や、女性だけでなく男性も産休・育休が取りづらい環境などがあり、こういったことが家庭や職場、地域などにおいて男女共同参画の推進を妨げる一因となっています。	ジェンダー平等社会の実現には、根強い固定的な性別役割分担意識や無意識の偏見や思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消が課題となっています。家庭や職場、地域など、あらゆる場面において、男女共同参画・ジェンダー平等の推進を妨げる一因となっています。
4 施策の方向性	横須賀市は、今後も、家庭や職場、地域など、あらゆる場で性別役割にしばられることなく人権が等しく尊重され、自らの選択によってあらゆる分野における活動で協力しあい、互いに個性と能力を発揮し、その利益を享受できる男女共同参画社会の実現に向けて、さまざまな取り組みを進めていきます。	家庭や職場、地域など、あらゆる場面において、理解促進や意識啓発を行います。社会の様々な場面で責任を分かち合うことで、一人ひとりの個性が尊重され、自分らしい生き方を選択できる環境づくりを目指し、さまざまな取り組みを進めていきます。

事業(1)タイトル	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進	
事業(1)内容	審議会等や事業所における女性の参画を促進し、政策や方針決定過程への女性の参画を拡大することにより、誰もが活躍できるまちの実現を目指します。	女性の活躍推進と統合
事業(2)タイトル	(2) 女性の活躍推進	(1) 女性の活躍推進・参画促進
事業(2)内容	女性が意欲を持って継続して就業できるよう、また離職した人が自分のライフスタイルに合わせた就業ができるよう、起業や再就職に関するセミナー等の情報提供、女性のための相談窓口の充実など、女性が活躍しやすい環境づくりを推進します。	女性のキャリア形成の難しさや非正規雇用化の課題を解消し、経済的に自立して地域で活躍できるよう、支援を進めます。また、政策・方針決定過程への女性の参画を促し、多様な視点を取り入れた全ての人が暮らしやすい社会の実現を目指します。
事業(3)タイトル	(3) ワーク・ライフ・バランスの推進	(2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）等の推進
事業(3)内容	誰もが充実した生活を送るためには、仕事と家庭生活、地域活動等とのバランスをとりながら、個人の生活状況に応じたライフスタイルを選択できることが重要です。特に、いわゆる男性中心型労働慣行を見直すことで自分のライフステージに応じた多様な働き方を選択し、ワーク・ライフ・バランスを実現していくことができるよう意識啓発と情報提供に努めていきます。	ワーク・ライフ・バランスを進めるためには、長時間労働の解消や多様な柔軟な働き方の導入など、家事・育児・介護と仕事を両立しやすい環境づくりを進めることが重要です。そのため、市民や事業所等に向け、ワーク・ライフ・バランスや多様な働き方についての理解を深め、意識を高める取り組みを進めます。また、事業者等への健康経営の制度に関する認知度や意識を高める取り組みを進めます。
事業(4)タイトル	(4) 暮らしやすい社会の意識づくり	(3) ジェンダー平等推進に関する理解促進・意識づくり
事業(4)内容	男女共同参画を推進していくためには、多くの方々を対象に男女共同参画に関する理解を深めるための意識啓発や情報提供を継続的に実施していくことが重要です。広報紙やホームページ等の活用や関係団体等と協働することで、男女共同参画についての啓発や働きかけをしていきます。	家庭・職場・地域など色々な場において、市・市民・学校教育・事業所等のあらゆる対象に向けて、理解を深め、意識を高める取り組みを進めます。一人ひとりの個性が尊重され、自分らしい生き方を選択できる環境づくりを目指します。また、男性にとってのジェンダー平等の理解を深める取り組みを進めます。
事業(5)タイトル	(5) 誰も孤立させない社会に向けた支援	(4) 様々な困難を抱える人への支援
事業(5)内容	女性の悩みは、女性が社会的に置かれる立場と深く関係していることから、さまざまな困難を抱える女性が孤立しないよう相談体制の充実に努めます。 また、多様な性を尊重する社会を実現するために、性的マイノリティに対する理解の促進と支援に努めていきます。	女性が、女性であることで直面する問題は複雑化、多様化、複合化しており、支援のニーズも多様化していることから、寄り添ったきめ細かな支援が求められています。このような様々な困難に直面する人々に対して、その視点も踏まえて、よりきめ細やかな支援に取り組みます。 また、男性が抱える多様な課題に対応するため、相談しやすい環境づくりや情報提供を通じて、男性が自身の心身の健康や働き方、家庭生活などに関する悩みを打ち明け、必要な支援にアクセスしやすい環境づくりを進めます。

事業(6)タイトル	(6) 家庭・地域・学校における男女共同参画の推進	(5) 子育て・介護の環境整備
事業(6)内容	誰もが安心して子育てや介護をしながら、仕事や地域活動等に参画していくためには、子育てや介護について男女が共に関わっていくという意識を持ち、社会全体で支援していく取り組みが必要です。 そのため、子育て支援や介護相談の支援、及びひとり親への就労支援などに取り組んでいきます。また、災害時における多様なニーズへの配慮や学校での啓発は重要であり、誰もが個々の人権を尊重しあえるよう、これからの時代を担う子どもも含めた取り組みを行います。	働くことを希望する全ての人が、仕事と子育て・介護等を含む生活との両立のしづらさを感じることなく働き続け、キャリア形成の機会を得ながらその能力を十分に発揮することができる環境づくりを進めることが重要です。 育児・介護を理由とするやむを得ない離職をなくし、男女が共に責任を分かち合い、仕事と家庭生活の両立が可能となるよう、育児・介護に関する福祉サービスを充実し、男女共に負担の軽減を図ります。
事業(7)タイトル	(7) DV等を根絶する環境づくり	(6) ジェンダーに基づく暴力の予防と根絶
事業(7)内容	DV（デートDVを含む）やさまざまなハラスメント等による人権侵害についての理解を深め、あらゆる場面で暴力やいじめ、嫌がらせは許さないという意識の醸成を図れるよう啓発を進めます。 また、相談窓口の一層の周知に努め、被害者の立場に立った相談・支援に取り組んでいきます。	暴力の予防啓発と被害に対する回復支援のための取り組みを進め、暴力の根絶を図ることは、ジェンダー平等社会を築く上で克服すべき重要な課題です。暴力を容認しない社会の形成のため、一貫した切れ目のない被害者支援体制を構築すると同時に、関係機関等と連携して取り組みを進めます。
事業(8)タイトル		(7) 健康支援の推進
事業(8)内容		ジェンダー平等を一層進めるためには、男女が共に自分自身及び互いの身体の特長・健康課題に対する正しい理解とそれぞれの特性に応じた健康支援が必要となっています。人生100年時代に向けて、生涯を通じて適切に健康管理を行い、心もからだも元気に暮らし続けていくことは大切なことです。健康支援には、性と生殖に関する健康と権利（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の尊重の視点も重要です。そのため、性差による特性にも応じた健康の増進を支援するための知識の普及啓発などの取り組みをはじめ、施策の充実を図ります。

横須賀市人権施策推進指針の改定に関する調査票

○ こども

改定案のポイント

- ① こども家庭庁が推奨している、平仮名表記の「こども」に変更した。
- ② 国の状況変化や横須賀市の条例制定などの状況を反映した。

	現指針（R01）11～14ページ	改定案
1 現状	平成元年(1989年)、国連総会において18歳未満の全ての子どもの基本的人権を尊重することを目的に、「子どもの権利条約」が採択され、日本も平成6年(1994年)にこの条約を批准しました。 しかし、少子化の進展による子育て世帯の減少や共働き世帯の増加により子育ての孤立や負担感の増加が問題化し、子育てに関する不安や悩みが顕著になってきています。そのような中で、不登校、ひきこもり、子どもの人権を脅かすいじめ、虐待、貧困、児童ポルノやJKビジネスなどが、深刻な社会問題となっています。このような問題は、家庭や地域の教育力の低下、地域や社会の連帯意識の希薄化、経済的な問題、情報通信技術の急速な発展、性の商品化など、さまざまな社会的要因が重なり合っていると考えられます。	少子化や共働き世帯の増加に伴う子育ての孤立・負担感増大、不登校、いじめ、虐待、貧困といった従来の課題に加え、新型コロナウイルス感染症の世界的流行と情報通信技術の急速な進展が、こどもたちを取り巻く環境に大きな影響を与えました。 コロナ禍では、緊急事態宣言により、休校や自宅学習が続いたことで、学習や体験の機会が失われ、対面交流や外出に慎重にならざるを得ない状況の中で、数年間にわたり不安を抱えた生活を経験しました。また、デジタル化の進展は、ネットいじめ、SNSを介した性的搾取や犯罪への誘引、デジタル依存といった新たなリスクも生み出しています。 さらに、性的マイノリティ（LGBTQ+）、障害のあるこども、外国にルーツを持つこどもなど、多様な背景を持つこどもたちへの理解と支援の重要性が高まっています。これらの問題は、家族形態の多様化、地域コミュニティの希薄化、社会全体のストレス増大、情報化の加速といった複数の社会的要因が複雑に絡み合い、深刻化していると考えられます。 国においては、令和5年（2023年）の「こども基本法」施行や、「こども家庭庁」創設など、法制度・体制整備が進んでいます。
2 これまでの施策	横須賀市は、「横須賀子ども未来プラン」「横須賀市教育振興基本計画」を策定し、子どもたちと、子育てに携わっているすべての人たち、次世代をはぐくむ親となる人たちに向けた、「子どもの人権」教育や啓発活動、相談事業、スクールソーシャルワーカーの配置のほか、さまざまな施策を進めています。	横須賀市は、「子どもの権利条約」の理念を実現させるため、令和4年（2022年）に「横須賀市子どもの権利を守る条例」を施行しました。この条例は、こどもが保護者の愛情のもとに生まれ、地域や学校など多くの関わりの中で人間として成長していくことを見守り、支えるためにこどもの権利を明記し、こどもに関わる大人や組織が果たす役割を定め、全ての市民がそれを実践するための指針となるべきものです。 また、「横須賀子ども未来プラン」、「横須賀市教育振興基本計画」、「横須賀市社会的養育推進計画」を策定し、こどもたちと、子育てに携わっているすべての人たち、次世代をはぐくむ親となる人たちに向けた、「こどもの人権」教育や啓発活動、相談事業、スクールソーシャルワーカーの配置のほか、さまざまな施策を進めています。

3 課題	いじめは不登校の原因ともなります。いじめは、いじめられた子どもの「教育を受ける権利」を奪うことにほかなりません。 いじめや虐待は、最悪の場合、被害を受けた子どもに自らが望まない死をもたらす引き金となることさえあります。 このように、いじめや虐待は、子どもの「教育を受ける権利」や「生きる権利」さえも奪いかねない重大な人権侵害です。 また、青少年の非行問題、子どもを対象にした商業的搾取や犯罪も、解決しなければならない子どもの人権問題です。	いじめは不登校の原因ともなります。いじめは、いじめられたこどもの「教育を受ける権利」を奪うことにほかなりません。 いじめや虐待は、最悪の場合、被害を受けたこどもに自らが望まない死をもたらす引き金となることさえあります。 このように、いじめや虐待は、こどもの「教育を受ける権利」や「生きる権利」さえも奪いかねない重大な人権侵害です。 また、青少年の非行問題、こどもを対象にした商業的搾取や犯罪も、解決しなければならないこどもの人権問題です。 こどもが権利の主体であることを社会全体で共有することが重要であり、人権教育や啓発活動を通じて、こどもの権利を尊重する意識を社会全体で高めていく必要があります。
4 施策の方向性	子どもたちの健やかな成長は、すべての市民の願いです。横須賀市は、子どもたちが未来に向かって自分らしく大きな夢を抱くことができるよう、さまざまな取り組みを進めていきます。	横須賀市は、未来を担う子どもたちのすこやかな成長が市民に幸せをもたらし、私たちの横須賀市がさらにより良いまちになることを願って、こどもに関する施策を推進します。
事業(1)タイトル	(1) 地域における子育て支援と相談の体制の充実	(1) 地域における子育て支援と相談の体制の充実
事業(1)内容	家庭等における子育て支援や、子育て支援に関する相談体制の充実と情報提供、ネットワークづくりの支援、子育て家庭への経済的支援等、子育て支援体制の充実を図ります。	家庭等における子育て支援や、子育て支援に関する相談体制の充実と情報提供、ネットワークづくりの支援、子育て家庭への経済的支援等、子育て支援体制の充実を図ります。
事業(2)タイトル	(2) 家庭や地域における教育力の向上	(2) 家庭や地域における教育力の向上
事業(2)内容	市民一人ひとりが公共の精神や豊かな人間性を備え、そして、家庭や地域において協調して子どもを心豊かにたくましく、健やかにはぐくむため、社会教育施設・学校・地域が連携し、家庭や地域における教育力の向上を図っていきます。	市民一人ひとりが公共の精神や豊かな人間性を備え、そして、家庭や地域において協調してこどもを心豊かにたくましく、健やかにはぐくむため、社会教育施設・学校・地域が連携し、家庭や地域における教育力の向上を図っていきます。
事業(3)タイトル	(3) いじめの未然防止と早期解決のための取り組みの推進	(3) いじめの未然防止と早期解決のための取り組みの推進
事業(3)内容	平成25年(2013年)9月に施行された「いじめ防止対策推進法」の内容及び「横須賀市支援教育推進委員会」での議論を踏まえ、実効性のあるいじめ防止対策に取り組んでいきます。併せて、体罰の根絶と学校問題(学校運営上支障となる諸問題)の解決を図る対策を進めるため、「横須賀市いじめ等の対策に関する条例」を定め、横須賀市の全ての子どもたちが、充実した学校生活を送ることを目指しています。 いじめの未然防止、早期発見、早期対応のため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用など、当事者が相談しやすい学校内の環境や人間関係の構築に努めます。また、教育相談窓口において、不安や悩みを抱える児童生徒、保護者に対するカウンセリング相談、心のケアを行います。	「いじめ防止対策推進法」の内容及び「横須賀市支援教育推進委員会」での議論を踏まえ、実効性のあるいじめ防止対策に取り組んでいきます。併せて、体罰の根絶と学校問題(学校運営上支障となる諸問題)の解決を図る対策を進め、横須賀市の全てのこどもたちが、充実した学校生活を送ることを目指します。 いじめの未然防止、早期発見、早期対応のため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用など、当事者が相談しやすい学校内の環境や人間関係の構築に努めます。また、教育相談窓口において、不安や悩みを抱える児童生徒、保護者に対するカウンセリング相談、心のケアを行います。

事業(4)タイトル	(4) 不登校やひきこもりの児童生徒への支援の推進	(4) 不登校やひきこもりの児童生徒への支援の推進
事業(4)内容	不登校やひきこもりとなった児童生徒に対して、保護者との連絡を密にし、関係機関との連携を取りながら、支援を進めます。 (未成年のひきこもり→こども青少年支援課、成人→保健所健康づくり課、生活福祉課)	不登校やひきこもりとなった児童生徒に対して、保護者との連絡を密にし、関係機関との連携を取りながら、支援を進めます。 スクールカウンセラーや登校支援相談員の配置、校内教育支援センターにおける不登校や登校できるものの教室で過ごすことが難しい児童生徒の心のケア、居場所づくり等、個々のニーズに応じた支援を提供することにより、児童生徒が安心して学び、成長できる環境づくりを推進していきます。また、教育相談窓口において、児童生徒やその保護者に対する心のケアを行います。
事業(5)タイトル	(5) 虐待の発生予防・早期発見・早期対応への取り組みの推進	(5) 虐待の発生予防・早期発見・早期対応への取り組みの推進
事業(5)内容	児童相談所をはじめとした関係機関や地域とのネットワークを構築し、虐待の発生予防・早期発見・早期対応や、児童、保護者などへのケアに関して総合的な施策を推進します。 命の大切さ、虐待の予防について、子育てに関するあらゆる施設において啓発を行うとともに、医療機関などに対しても理解を求めています。	児童相談所をはじめとした関係機関や地域とのネットワークを構築し、虐待の発生予防・早期発見・早期対応や、児童、保護者などへのケアに関して総合的な施策を推進します。 命の大切さ、虐待の予防について、子育てに関するあらゆる施設において啓発を行うとともに、医療機関などに対しても理解を求めています。
事業(6)タイトル	(6) 社会的養育を必要とする子どもの支援の推進	(6) 社会的養育を必要とするこどもの支援の推進
事業(6)内容	児童養護施設や里親などの社会的養育のさまざまな担い手との連携のもとで、社会的養育を必要とする子ども達への適切な支援を進めます。	児童養護施設や里親などの社会的養育のさまざまな担い手との連携のもとで、社会的養育を必要とするこども達への適切な支援を進めます。
事業(7)タイトル	(7) 健やかに育つ社会環境づくりの推進	(7) 健やかに育つ社会環境づくりの推進
事業(7)内容	子どもたちの心とからだを守るため、家庭・地域・学校・事業者との連携により、喫煙、飲酒などの防止や有害社会環境の浄化などを進め、これに取り組む人材を確保・育成するとともに、青少年の健全育成に関する市民活動を促進します。また、児童が放課後安心して過ごせる場を充実させていきます。	こどもたちの心とからだを守るため、家庭・地域・学校・事業者との連携により、喫煙、飲酒などの防止や有害社会環境の浄化などを進め、これに取り組む人材を確保・育成するとともに、青少年の健全育成に関する市民活動を促進します。また、児童が放課後安心して過ごせる場を充実させていきます。
事業(8)タイトル	(8) 児童搾取防止の啓発活動の推進	(8) 児童搾取防止の啓発活動の推進
事業(8)内容	児童買春や児童ポルノなど、子どもを対象にした商業的搾取や犯罪の防止に向けて、子どもの権利擁護に関する啓発を進めます。	児童買春や児童ポルノなど、こどもを対象にした商業的搾取や犯罪の防止に向けて、こどもの権利擁護に関する啓発を進めます。
事業(9)タイトル	(9) 教職員への人権意識の啓発の推進	(9) 教職員への人権意識の啓発の推進
事業(9)内容	子どもをいじめから守る取り組みや、体罰、さまざまなハラスメント等を防止するため、教職員一人ひとりの人権意識を向上させる研修等を行います。	こどもをいじめから守る取り組みや、体罰、さまざまなハラスメント等を防止するため、教職員一人ひとりの人権意識を向上させる研修等を行います。
事業(10)タイトル	(10) 子どもたちへの人権意識の啓発の推進	(10) こどもたちへの人権意識の啓発の推進
事業(10)内容	幼少期からの子どもたちの人権意識の醸成に資するため、人権擁護委員会による保育園や幼稚園での人権教室等の啓発活動を行います。	幼少期からのこどもたちの人権意識の醸成に資するため、人権擁護委員会による保育園や幼稚園での人権教室等の啓発活動を行います。

横須賀市人権施策推進指針の改定に関する調査票

○ 高齢者

改定案のポイント

- ①「横須賀市高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画を含む)」に基づく内容としている。
- ②「ほっとかん」を中心とした相談体制の充実について、追記した。
- ③ ケアラーに対する支援について、【コラム】にて追記を検討している。

	現指針 (R01) 15～17ページ	改定案
1 現状	令和元年(2019年)6月1日現在の横須賀市の住民基本台帳登録人口は、約40万5,000人です。そのうち65歳以上の高齢者は約12万6,000人で、全体の約31%を占めています。 また、高齢者のいる世帯に占める「単独世帯」は増加傾向を示しており、より一層の地域での見守りや生活支援などの支え合いが必要です。	令和8年(2026年)6月1日現在の横須賀市の住民基本台帳登録人口は、約37万4,000人です。そのうち65歳以上の高齢者は約12万3,000人で、全体の約33%を占めています。 特に、要支援・要介護認定を受ける割合の高い85歳以上人口の増加が続いており、支援や介護を必要とする人の数は、今後もしばらくは増加する見通しです。
2 これまでの施策	横須賀市は、「横須賀高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画を含む)」に基づいて、「高齢者の尊厳を守り、地域とのきずなを保ちつつ、その人らしい生活を支援」し、「高齢者が、長寿であることを喜べるまち」の実現に向けた取り組みを進めてきました。「高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられるよう、健康でやさしい心のふれあうまち」の実現に向けた取り組みを進めています。	横須賀市は、「横須賀市高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画を含む)」に基づいて、「いくつになっても誰もが自分らしく幸せに生きられるまち」の実現に向けた取り組みを進めています。
3 課題	高齢化の進行は、医療や年金、介護等の社会保障をはじめ、社会全体に大きな影響を与えています。介護が必要な高齢者やその他何らかの援護を必要とする高齢者が増えるに従い、さまざまな福祉サービスがあるにもかかわらず、詐欺的な商法の被害や身体的・経済的虐待に遭ったりするような事例も生じています。このような事例は、高齢者の人権という観点から、人間の尊厳や生存権などにかかわる見過ごすことのできない問題です。	高齢化の進行は、医療や年金、介護等の社会保障をはじめ、社会全体に大きな影響を与えています。介護が必要な高齢者やその他何らかの援護を必要とする高齢者が増えるに従い、さまざまな福祉サービスがあるにもかかわらず、詐欺的な商法の被害や身体的・経済的虐待に遭ったりするような事例も生じています。このような事例は、高齢者の人権という観点から、人間の尊厳や生存権などにかかわる見過ごすことのできない問題です。
4 施策の方向性	横須賀市は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進していきます。	横須賀市は、「横須賀市高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画及び認知症施策推進計画を含む)」に基づいて、いくつになっても誰もが自分らしく幸せに生きられるまちづくりを推進していきます。

事業(1)タイトル	(1) 生涯現役で生き生きと活動的に暮らせる環境づくりの推進	(1) 健康づくり・介護予防の推進
事業(1)内容	高齢者が、地域社会の中で、健康で社会活動に参加しやすい環境づくりや働く機会を提供することが求められています。また、第一線を退く定年前後から、できるだけ切れ目なく第二の人生に移行できる仕組みづくりを進めるとともに、高齢者がそれぞれの価値観やライフスタイルに合わせ、生き生きと活動することができるようにします。一人ひとりが健康を保持しながら、心豊かに生活を送るための健康づくり、外出支援、生きがい活動を充実させる必要があります。	高齢者本人が意識して健康寿命の延伸・自立を目指し、重度化防止や状態改善に主体的に取り組む姿、年齢を重ねても趣味や人との交流など、これまで楽しんでいたことを続けることができる姿、身体機能が低下しても、専門職等の支援を受け、安心して維持・改善に取り組み、充実した生活を送ることができる姿を目指します。 そのため、疾病予防や介護予防に関する正しい知識の普及啓発、生活習慣病等の早期発見につながる健康診査やがん検診、高齢者個人の状態に合わせた自立支援・重度化防止事業を実施します。
事業(2)タイトル	(2) 虐待防止のための高齢者、養護者及び介護施設従事者等への支援の取り組み	(2) 生きがいづくり・社会参加・支え合い活動支援
事業(2)内容	高齢者虐待に関する相談窓口として高齢者虐待防止センターを設け、未然防止・早期発見・迅速かつ適切な対応をすべく、地域や地域包括支援センターなどの関係機関と連携を図り、高齢者・介護者双方の支援に努めます。 高齢者や家族、介護に従事する人及び市民に、高齢者虐待防止の重要性や認知症の介護について、正しく理解してもらうため、啓発活動を進めます。	高齢者が、地域コミュニティに興味や関心を持ち、実際に活動に参加することで、たくさんの人とつながりを持っている姿、地域において、多様な団体が活発に活動し続けている姿、自分や周囲の人の困りごと、支える側の悩みを相談・共有できる場が地域にある姿を目指します。 そのため、高齢者が社会参加するきっかけづくりや、社会参加を継続するための環境整備、地域に暮らす人による、自らの地域の健康を守るための取り組みの活性化支援、地域で暮らす人の「やりたい・やってみたい」を実現するための活動基盤の強化支援、地域の見守りネットワークの支援と、見守る人の負担軽減に資する関係機関との連携を行います。
事業(3)タイトル	(3) 介護予防についての意識を高め、高齢者の生活機能の維持向上の促進	(3) 包括的な相談支援の充実
事業(3)内容	65歳以上のすべての高齢者を対象として、生涯現役で活躍できる地域社会の構築や健康寿命の延伸を目指し、講演会や入門的な介護予防教室を開催して、介護予防に関する知識の普及及び啓発を行います。 要介護認定を受けている高齢者に対しては、その介護度に応じたサービスを提供することで、要介護状態の重度化を防止し、生活機能の維持向上を図ります。	高齢者本人や家族、地域での対応が困難な問題が生じた場合、必要に応じて相談できる先がある姿を目指します。 そのために、多機関との協働による取りこぼしのない包括的な相談支援体制の推進を実施します。
事業(4)タイトル	(4) 住み慣れた地域での生活の支援	(4) 在宅生活の継続支援
事業(4)内容	住み慣れた地域で暮らし続けることができる仕組みづくりの構築を目指し、高齢者の生活全般を支援するための行政が行う福祉サービスの充実をはじめ、高齢者自身の自立への取り組みを充実させます。	高齢者本人や家族が支援を求めることのできる多種多様な支援・サービスが存在し、高齢者が住み慣れた自宅での生活を継続し、その人らしい毎日を安心して送ることができる姿を目指します。 そのために、在宅生活を継続するための情報発信・環境整備、安心して在宅療養や在宅看取りを選択できる体制の整備を行います。

事業(5)タイトル	(5) 高齢者の権利擁護の推進	(5) 高齢者の権利擁護の推進
事業(5)内容	日常生活や介護サービスの利用に係る高齢者の自己決定が最大限尊重されるよう努め、判断能力が不十分な方等に対しては成年後見制度やよこすかあんしんセンターを活用するなど、権利擁護を進めます。	高齢者の尊厳を守り、安心して暮らせるための権利擁護・終活支援を推進します。併せて高齢者虐待の早期発見・未然防止に向けた取り組みを進めます。
事業(6)タイトル	(6) 介護保険制度の広報・啓発や研修などの充実	(6) 認知症に対する理解の促進
事業(6)内容	充実した介護を行うため、地域、行政、サービス事業者等との連絡を密にするなど、地域での情報共有を推進し、連携に努めます。 適正な介護保険の運営を確保するために、公平かつ公正な要介護認定が行えるよう、職員等への研修を実施するほか、介護保険のさまざまな情報を公表し、制度に関する広報や啓発活動の実施、事業者に対する研修や指導などの充実を図ります。	多くの市民が認知症を身近に感じ、認知症になった後も同じ地域の一員として、お互いの意思と希望を尊重し合いながら、生活が続けられる姿を目指します。 そのために、「新しい認知症観」に基づく認知症に関する正しい理解の普及啓発・認知症への備え、本人発信支援による本人参画の推進に向けた基盤づくり、認知症の発症を遅らせるための活動（認知症予防）の推進を実施します。
事業(7)タイトル	(7) 利用しやすい施設・設備づくりの推進	(7) 認知症当事者と家族への支援
事業(7)内容	公共の施設・設備に対して、高齢者に限らず、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの考え方を取り入れた整備・改修を行っていきます。	認知症の有無にかかわらず、誰もが日ごろから役割を居場所を持ち、過ごしている姿、認知症について不安があれば、早期の相談や、適切な支援につながるることができる姿を目指します。 そのために、認知機能の低下がみられた場合に早期受診につながる体制の強化、生活上の困難が生じた場合の相談窓口と、医療・介護の専門機関と共に継続的に支援する体制の継続を行います。
事業(8)タイトル	(8) 福祉教育の充実	(8) 介護人材の確保・定着支援と業務の効率化
事業(8)内容	福祉関連施設や地域社会との連携を図り、高齢者への尊敬や感謝の心を育て、それを実践できるよう、子どものときから福祉意識を育てる環境づくりを進めます。そして、市民一人ひとりが高齢社会を自らの問題として捉え、共に支え合う社会の構築を図ります。	安定的な事業所の運営・サービス提供のために、介護職の魅力発信・処遇改善への働きかけを行い、人材確保・育成・定着を支援します。
事業(9)タイトル	(9) 介護人材を確保し、定着を促進	
事業(9)内容	介護従事者のさらなる処遇改善を図ることを国に働き掛け、社会的評価を高めることにより、介護の仕事に従事する人材を確保するとともに、中高年齢層などの潜在的な働き手の活用や、若い世代へ介護の仕事の魅力を伝えることなどにより、介護を担う人材の裾野の拡大に努めます。	
事業(10)タイトル	(10) 認知症になっても安心して暮らせるまちづくりの推進	
事業(10)内容	市民一人ひとりが認知症について正しく理解し、偏見を持たず認知症の人や家族に適切に対応できるようにするとともに、認知症の人ができるだけ早期に診断・治療を受け、今後の生活について相談し対応ができる継続的な支援体制の確立に努めます。	

横須賀市人権施策推進指針の改定に関する調査票

○ 障害者

改定案のポイント

- ① 現在改定作業が行われている「よこすか障害者計画」等に基づく内容を反映した。
② 事業内容は、令和元年度の内容を踏襲しつつ、現在の取り組みに即した内容となるよう、文言の整理を行った。

	現指針（R01）18～21ページ	改定案
1 現状	平成23年（2011年）に「障害者基本法」の改正、平成25年（2013年）に「障害者総合支援法」の施行、平成26年（2014年）に「障害者の権利に関する条約」の批准、また平成28年（2016年）には「障害者差別解消法」の施行による合理的配慮の不提供の禁止など、障害者福祉をとりまく環境は変わりつつあります。	障害のある人の生活上の困難さは、心身の機能や状態と、社会の仕組み、物理的環境、周囲の人の理解やサポートなどの環境因子との相互作用によって生じることがあります。 横須賀市における令和8年4月1日現在の障害者手帳交付者数は、身体障害者手帳12,214人、療育手帳3,947人、精神障害者保健福祉手帳6,294人であり、身体障害者を除き増加傾向にあります。障害福祉サービス利用者は3,115人で、こちらも増加傾向にあります。 支援を必要とする人の増加に加え、障害特性や生活課題の多様化が進んでいます。
2 これまでの施策	横須賀市は、平成9年（1997年）に「よこすか障害者福祉計画ハートフルプラン21」、平成15年（2003年）に「よこすか障害者福祉計画」、平成21年（2009年）に「よこすか障害者福祉計画」、平成27年（2015年）に「横須賀障害者福祉計画」（6か年計画）を策定しました。さらに、国の基本方針（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針）に基づき、平成30年（2018年）に「第5期横須賀市障害福祉計画」を策定し、障害者施策を推進してきました。 横須賀市においても、障害者が生涯を通じ一貫した支援を受けられるよう、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境などの分野で、総合的・計画的に施策を推進していくことが求められています。 横須賀市は、平成24年度（2012年度）から「インクルージョン」の考え方に重点を置き、「リハビリテーション」、「エンパワメント」の三つの考え方を「横須賀障害者福祉計画」の理念として掲げています。	横須賀市は、「よこすか障害者計画（障害者基本法）」に基づき、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちの実現を目指しています。実現に向けた取り組みとして、3年ごとに「横須賀市障害福祉計画・障害児福祉計画」を策定し、障害福祉サービス等の提供体制の整備・充実をはじめとする障害者施策を計画的に推進しています。
3 課題	これらの理念を実現するためには、障害者が自己選択・自己決定でき、そのために必要なさまざまな支援が身近な所で受けられる生活が保障されなければなりません。 しかし、地域社会には、これを困難にしている都市環境などの物理的障壁（バリア）ばかりでなく、差別につながるような制度・意識上の障壁などさまざまな社会的障壁が存在しており、これらを取り除いていく必要があります。	障害への理解を深め、インクルージョンの考え方のもと、誰もが互いを尊重し、必要な配慮を受けながら安心して暮らせる地域づくりが求められます。また、障害福祉サービス利用者の増加や支援ニーズの多様化を踏まえ、限られた人材・資源の中でも持続可能な提供体制を確保し、支援の質を維持・向上させる必要があります。

4 施策の方向性	横須賀市は、これらの考え方に基づき、「障害者が自分らしい自立した生活を送りながら、自らの能力を発揮することで、自己実現をより可能とする社会」、「障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせるまち」の実現に向けて、さまざまな取り組みを進めていきます。	障害の有無にかかわらず、誰もが地域の一員として互いを認め合い、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる共生のまちの実現を目指します。そのため、障害への理解促進を図るとともに、増加・多様化する支援ニーズに対応できるよう、持続可能な提供体制の確保と支援の質の維持・向上に取り組みます。
事業(1)タイトル	(1) 障害者の地域生活の支援	(1) 地域生活支援の充実
事業(1)内容	障害者が住み慣れた居宅や地域で、より安心して暮らせるよう、ホームヘルプサービスの充実、グループホームなどの充実、移動支援の充実、住宅確保の支援、経済的自立の促進、余暇活動の支援、防災対策の充実を図ります。	障害のある人が地域で安心して暮らすには、乳幼児期から老年期まで切れ目のない支援を身近に受けられる体制が必要です。重度化・高齢化や生活状況の変化、「親なき後」を見据え、相談、居宅介護、移動、住まい、緊急時対応を充実させ、地域生活を支援します。
事業(2)タイトル	(2) 保健・医療サービスの充実	(2) 雇用・就業の支援
事業(2)内容	医療従事者への研修の実施、救急医療体制の充実、精神保健施策の推進などにより、障害者が受けられる保健・医療サービスの充実を図ります。	就労は、障害のある人の経済的自立に加え、社会参加や生きがいの面でも重要です。働く意欲のある方が地域で自立した生活を営めるよう、適性に応じて力を発揮できる多様な働き方への支援を充実させます。
事業(3)タイトル	(3) 相談支援・情報提供の充実	(3) 差別解消、権利擁護の推進および虐待の防止
事業(3)内容	障害者が身近な地域で相談や支援を受けられる体制を整備し、必要な情報の収集に努め、情報提供や相談員の専門研修の充実を図ります。	障害の有無にかかわらず共に暮らす社会（インクルージョン）を目指し、地域でその人らしく暮らすためには、制度やサービスの整備に加え、誤解や偏見の解消と、必要な配慮の定着が欠かせません。障害者差別解消法・障害者虐待防止法の趣旨を踏まえ、差別解消・権利擁護を推進するとともに、理解の促進を図ります。
事業(4)タイトル	(4) 障害児施策の充実	(4) 療育・保育・教育の充実
事業(4)内容	障害児の経過検診の充実や障害児・慢性疾患児を持つ親の孤立の予防、地域の療育関係機関とのネットワークの構築などを進め、療育機能の充実を図ります。また、教育の面では、多様な障害に対応した支援体制の整備などの就学支援の充実や校舎のバリアフリー化の推進など、教育体制の充実を図ります。	発達障害など支援を必要とする児童の増加を踏まえ、早期発見・早期支援を進め、誰もが療育・教育を受けられる体制を整えます。あわせて、生涯にわたり可能性を追求できるよう、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制を構築します。保健・医療・福祉・保育・教育・就労支援等が連携し、必要な配慮のもと地域で学ぶインクルーシブ教育を推進します。
事業(5)タイトル	(5) 働く場・活動の場の充実	(5) 保健・医療サービスの充実
事業(5)内容	障害者の就労支援を充実させるとともに、地域も含めた活動の場の充実を図ります。	障害や疾病のある人の健康保持と生活の安定に向け、医療費助成や訪問指導など保健・医療サービスを充実します。あわせて、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進め、難病・発達障害・高次脳機能障害等についても、関係法の理念を踏まえた適切な支援に努めます。

事業(6)タイトル	(6) バリアフリーのまちづくりの推進	(6) 情報アクセシビリティの向上および意思疎通支援の充実
事業(6)内容	まちづくりにユニバーサルデザインを取り入れるとともに、交通などのハード面のバリアフリーや、差別・偏見のない心のバリアフリーを進めます。	「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の理念を踏まえ、障害のある人が必要な情報に円滑にアクセスできるよう、情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実を図ります。あわせて、「手話施策推進法」に基づき、手話を言語として尊重し、習得・使用環境の整備や手話文化の継承、市民理解の促進を進めます。さらに、「読書バリアフリー法」に基づき、点字・拡大図書に加え、デイジー図書や音声対応電子書籍等の提供・普及を進め、利用支援を充実します。
事業(7)タイトル	(7) 権利擁護システムの構築推進	(7) 文化芸術活動・スポーツ等の振興
事業(7)内容	障害者が虐待や差別、偏見を受けることがなくなるよう、学校・社会教育の場で、人権思想や障害に対しての知識理解、障害者福祉思想の普及・啓発に努めるとともに、財産権その他の障害者の権利擁護対策の充実を図り、権利擁護システムの構築を進めます。	芸術・文化活動への参加機会を確保し、障害のある人の生活の充実を図るとともに、市民の理解を深め、自立と社会参加を促進します。あわせて、レクリエーションを通じた体力づくりや交流、余暇の充実を支援し、障害の有無にかかわらず誰もが親しめる障害者スポーツの機会づくりと普及を進めます。
事業(8)タイトル	(8) 障害者福祉の推進基盤の整備	(8) 安全・安心な生活環境の整備
事業(8)内容	難病対策や地域ケアの充実、障害者福祉施策の検討への当事者の参画、地域関係者との連携、ボランティア活動の育成など、障害者福祉を推進していくための基盤の整備を進めます。	障害のある人が地域で安全・安心に暮らせるよう、住環境や移動しやすい環境の整備を進めます。あわせて、災害時の情報保障や避難支援、福祉避難所の確保、福祉・医療サービスの継続が図れるよう、防災対策を推進します。

横須賀市人権施策推進指針の改定に関する調査票

○ 同和問題

改定案のポイント

- ① 横須賀市としての考え方を追記した。
- ② これまでの施策の方向性を踏襲して継続的に取り組みを行っていく。
- ③ 当事者団体から要請を受けているインターネット上の書き込みに対する対応を行うことを追記した。

	現指針 (R01) 22～24ページ	改定案
1 現状	同和問題―部落差別とは、日本社会の歴史的発展の過程で、政策的に身分差別として形づくられてきたものです。明治時代に入り、制度上の差別はなくなりました。しかし、実際にはなお、一部の人たちが長い間さまざまな差別を受けてきています。	同和問題―部落差別とは、日本社会の歴史的発展の過程で、政策的に身分差別として形づくられてきたものです。明治時代に入り、制度上の差別はなくなりました。しかし、実際にはなお、一部の人たちが長い間さまざまな差別を受けてきています。
2 これまでの施策	昭和44年（1969年）、政府は「同和対策事業特別措置法」を制定し、各種の特別対策を講じてきました。横須賀市においても、個人施策としての給付・貸付事業や、下水道や道路などの環境整備事業を行い、実態的差別の改善に成果を挙げてきました。 上記の特別措置法に始まる一連の法制度は、平成14年（2002年）をもって失効し、横須賀市も一般施策の中で対応することになりました。また、人権教育・啓発の取り組みにより、心理的差別についてもその解消に努めてきました。 また、平成28年（2016年）には、「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消法）が成立し、国及び地方公共団体の責務は相談体制の充実や教育及び啓発を図るよう努めることが定められました。	昭和44年（1969年）、政府は「同和対策事業特別措置法」を施行し、各種の特別対策を講じてきました。横須賀市においても、個人施策としての給付・貸付事業や、下水道や道路などの環境整備事業を行い、実態的差別の改善に成果を挙げてきました。 上記の特別措置法に始まる一連の法制度は、平成14年（2002年）をもって失効し、横須賀市も一般施策の中で対応することになりました。また、人権教育・啓発の取り組みにより、心理的差別についてもその解消に努めてきました。 また、平成28年（2016年）には、「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消法）が施行し、国及び地方公共団体の責務は相談体制の充実や教育及び啓発を図るよう努めることが定められました。 横須賀市としても、現在もなお部落差別は存在すると認識し、人権教育・啓発の取り組みにより、心理的差別についてもその解消に努めています。
3 課題	全国的に見ると、インターネット上での差別書き込みや、結婚・就職差別に結び付く恐れのある戸籍の不正請求、えせ同和行為など、同和問題解決の障害となる行為が見受けられます。	全国的に見ると、インターネット上での差別書き込みや、結婚・就職差別に結び付く恐れのある戸籍の不正請求、えせ同和行為など、同和問題解決の障害となる行為が見受けられます。
4 施策の方向性	横須賀市は、同和問題の解決に向けて、さまざまな取り組みを進めていきます。	横須賀市は、同和問題の解決に向けて、さまざまな取り組みを進めていきます。

事業(1)タイトル	(1) 教育・啓発活動の推進	(1) 教育・啓発活動の推進
事業(1)内容	同和問題に関する正しい知識の普及は、人権教育・啓発として取り組むべき課題の一つと位置付け、人権団体や当事者団体とも連携を図りながら、差別意識や偏見をなくすための啓発活動を進めます。	同和問題に関する正しい知識の普及は、人権教育・啓発として取り組むべき課題の一つと位置付け、人権団体や当事者団体とも連携を図りながら、差別意識や偏見をなくすための啓発活動を進めます。
事業(2)タイトル	(2) 人権教育の推進	(2) 人権教育の推進
事業(2)内容	学校教育において、それぞれの発達段階に応じて、差別が誤りであり、差別をしてはいけないことを教え、差別を許さない心をはぐくむ教育を進めます。	学校教育において、それぞれの発達段階に応じて、差別が誤りであり、差別をしてはいけないことを教え、差別を許さない心をはぐくむ教育を進めます。
事業(3)タイトル	(3) えせ同和行為の排除	(3) えせ同和行為の排除
事業(3)内容	同和問題を口実として、企業や行政機関に不当な要求を行う、えせ同和行為の排除のため、官公署などの関係機関と連携し、対処方法などについて、市民、事業者への啓発や、市職員に対する研修を行います。	同和問題を口実として、企業や行政機関に不当な要求を行う、えせ同和行為の排除のため、官公署などの関係機関と連携し、対処方法などについて、市民、事業者への啓発や、市職員に対する研修を行います。
事業(4)タイトル	(4) 相談体制の充実	(4) 相談体制の充実
事業(4)内容	生活基盤の安定、福祉の向上、人権擁護などを図る目的で、人権団体や当事者団体が行う相談事業を支援するとともに、横須賀市の窓口においても、当事者が安心して相談できる体制の充実を図ります。	生活基盤の安定、福祉の向上、人権擁護などを図る目的で、人権団体や当事者団体が行う相談事業を支援するとともに、横須賀市の窓口においても、当事者が安心して相談できる体制の充実を図ります。
事業(5)タイトル	(5) 権利擁護の推進	(5) 権利擁護の推進
事業(5)内容	就職・結婚差別に結び付く恐れのある戸籍・住民票の不正請求は、戸籍法・住民基本台帳法の改正により法的な対策は整えられました。横須賀市では、本人通知制度を導入していますが、見直しを行い窓口での不正取得防止の徹底に努めます。	就職・結婚差別に結び付く恐れのある戸籍・住民票の不正請求は、戸籍法・住民基本台帳法の改正により法的な対策は整えられました。横須賀市では、本人通知制度を導入していますが、見直しを行い窓口での不正取得防止の徹底に努めます。
事業(6)タイトル	(6) 当事者団体との連携及び地域住民の交流の促進	(6) 当事者団体や関係機関等との連携及び地域住民の交流の促進
事業(6)内容	生活相談などを相談しやすい体制を整えるとともに、当事者団体と連携し差別のない社会の実現に取り組みます。 また、地域の住民同士の理解や交流を深めるための取り組みの促進に努めます。	生活相談などを、相談しやすい体制を整えるとともに、当事者団体と連携し差別のない社会の実現に取り組みます。また、インターネット上での問題のある書き込みについて、関係機関等と連携して削除要請を行います。

横須賀市人権施策推進指針の改定に関する調査票

○ 外国につながる人々の人権

改定案のポイント

- ① 分野別計画の無い分野であり、横須賀市の現状に即した内容へと修正した。
- ② 令和5年度に開設した「日本語支援ステーション」のことを追記した。

	現指針 (R01) 25～27ページ	改定案
1 現状	横須賀市に住民登録をしている外国人の数は、平成30年（2018年）4月1日現在、5,668人で、総人口に占める割合は約1.4%です。 過去10年間の推移を見ると、平成22年（2010年）から平成25年（2013年）にかけて減少しましたが、その後は、日本経済の回復基調に伴い増加を続けています。 国籍別人数では、フィリピン、中国・台湾、韓国・朝鮮、米国に続いて、かつては、平成2年（1990年）の入管法改正による日系人の就労などにより、ペルー、ブラジルが多くを占めていましたが、近年は、フィリピン、ベトナム、インドネシア、ネパールが急増しています。これは、留学や外国人技能実習制度に加えて、二国間経済連携協定（EPA）により、インドネシア、フィリピン、ベトナムからの看護師・介護士候補者の受け入れが進んでいることなどが考えられます。 平成31年（2019年）4月1日に施行された改正入管法では、介護や建設など14業種での就労が認められる「特定技能1号」「特定技能2号」の2つの在留資格が設けられ、就労目的の外国人の増加が見込まれます。 また、インバウンド（外国人の訪日旅行）への取り組みによる外国人観光客も増加しており、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、日本や日本文化への関心が高まる中、横須賀市を訪れる外国人はますます増えると考えられます。	横須賀市に住民登録をしている外国籍住民は、令和8年（2026年）4月1日現在、8,291人で、総人口に占める割合は約2.3%です。 過去10年間の推移を見ると、コロナ禍による一時的な減少があったものの、全体として増加傾向にあります。特に直近3年間は、毎年500人を超える増加が続いています。 国籍別では、フィリピン、ベトナム、中国、韓国、インドネシアの5か国で外国籍住民全体の約6割を占めています。かつては、平成2年（1990年）の入管法改正による日系人の就労などにより、ペルー、ブラジルが多くを占めていましたが、近年は、フィリピン、ベトナム、インドネシア、ミャンマー、ネパール出身者が急増しています。これは、留学や外国人技能実習制度に加えて、二国間経済連携協定（EPA）により、インドネシア、フィリピン、ベトナムからの看護師・介護士候補者の受け入れが進んでいることなどが考えられます。 令和9年（2027年）4月1日から施行される「育成就労制度」により、外国人の労働環境が整備されることから、今後も就労目的の外国人の増加が見込まれます。 また、インバウンド（外国人の訪日旅行）への取り組みによる外国人観光客も増加しており、令和7年（2025年）の大阪・関西万博の開催や、近年のサブカルチャー文化の浸透などを背景に、日本や日本文化への関心が高まっております、横須賀市を訪れる外国人はますます増えると考えられます。
2 これまでの施策	横須賀市は、平成9年（1997年）に策定した基本構想において、都市像を「国際海の手文化都市」と定め、横須賀市在住の外国人や横須賀市を訪れる外国人が交流を楽しみ、生き生きと暮らせるまちづくりを進めるため、さまざまな交流事業や生活支援事業を実施してきました。	横須賀市は、令和4年（2022年）に策定した基本構想・基本計画の目指すべき未来像「多様な力でつくるまち」の理念に基づき、横須賀市在住の外国人や横須賀市を訪れる外国人が交流を楽しみ、生き生きと暮らせるまちづくりを進めるため、さまざまな交流事業や生活支援事業を実施してきました。
3 課題	このような状況の中で、横須賀市の施策全般について、多文化共生の視点での配慮が求められています。災害時の対応や、法律・医療・福祉などの専門分野、学校教育や日常生活など、幅広い支援とその周知が必要となっています。 また、一方、近年では、特定の国籍や民族の人々を差別、排斥したり、それを煽ったりするような言動である「ヘイトスピーチ」が県内においても繰り返されるなど、社会的問題となっています。	このような状況の中で、横須賀市の施策全般について、多文化共生の視点での配慮が求められています。災害時の対応や、法律・医療・福祉などの専門分野、学校教育や日常生活など、幅広い支援とその周知が必要となっています。 また、一方、近年では、特定の国籍や民族の人々を差別、排斥したり、それを煽ったりするような言動である「ヘイトスピーチ」が県内においても繰り返されるなど、社会的問題となっています。

4 施策の方向性	横須賀市は、「人権都市宣言」の理念である、「国籍を問わず、市民一人ひとりをかけがえのない個人として尊重」するまちづくりを進めるため、異なる文化や習俗、言語などに対する理解不足から生ずる偏見や差別をなくし、それぞれの違いを認め合い、尊重し合うことのできる多文化共生社会の実現に向けて、NPO団体などと協力しながら、さまざまな取り組みを進めていきます。	横須賀市は、「人権都市宣言」の理念である、「国籍を問わず、市民一人ひとりをかけがえのない個人として尊重」するまちづくりを進めるため、異なる文化や習俗、言語などに対する理解不足から生ずる偏見や差別をなくし、それぞれの違いを認め合い、尊重し合うことのできる多文化共生社会の実現に向けて、NPO法人などと協力しながら、さまざまな取り組みを進めていきます。
事業(1)タイトル	(1) 外国人の生活の支援	(1) 外国人の生活の支援
事業(1)内容	外国人が日常生活を送る上で直面するさまざまな悩みや困りごとの相談に、多言語で対応します。必要に応じて、関係機関に同行したり、他の相談機関を紹介したりします。また、外国人が日常生活に必要な基本的な日本語を学ぶ講座や、災害への備えなどを学ぶ防災啓発事業を行います。	外国人が日常生活を送る上で直面するさまざまな悩みや困りごとの相談に、多言語で対応します。必要に応じて、関係機関に同行したり、他の相談機関を紹介したりします。また、外国人が日常生活に必要な基本的な日本語を学ぶ講座や、災害への備えなどを学ぶ防災啓発事業を行います。
事業(2)タイトル	(2) 相互理解を深める交流事業の実施	(2) 相互理解を深める交流事業の実施
事業(2)内容	外国人と日本人が交流を通じて相互理解を深めるため、子ども同士の交流や、文化・スポーツを通じた交流など、さまざまな交流事業を行います。	外国人と日本人が交流を通じて相互理解を深めるため、こども同士の交流や、文化・スポーツを通じた交流など、さまざまな交流事業を行います。
事業(3)タイトル	(3) 多言語による情報発信	(3) 多言語による情報発信
事業(3)内容	日常生活に必要な情報の多言語化や横須賀市ホームページの自動翻訳などにより、多言語の情報発信に努めます。また、誰にでもわかりやすい「やさしい日本語」の使用に努めます。	日常生活に必要な情報の多言語化や横須賀市ホームページの自動翻訳などにより、多言語の情報発信に努めます。また、誰にでもわかりやすい「やさしい日本語」の使用に努めます。
事業(4)タイトル	(4) 災害時における外国人の支援	(4) 災害時における外国人の支援
事業(4)内容	災害時には、横須賀市ホームページや、防災行政無線、防災情報メールによる外国語での情報発信を行います。また、横須賀国際交流協会と連携し、避難所等に災害時通訳・翻訳ボランティアを派遣します。	災害時には、横須賀市ホームページや、防災行政無線、防災情報メール、 市公式LINE による外国語での情報発信を行います。また、横須賀国際交流協会と連携し、避難所等に災害時通訳・翻訳ボランティアを派遣します。
事業(5)タイトル	(5) 外国人の子どもたちの就学支援	(5) 外国につながるのある児童生徒への就学支援
事業(5)内容	日本語ができないために学校生活に支障をきたしている外国人児童生徒に対し、国際教育コーディネーターの配置や、日本語指導員・学校生活適応支援員を派遣し個別指導を行うなど、自らのルーツに連なる母語も大切にしながら、日本語能力の向上と学校生活への早期適応を図ります。	日本語の支援を必要とする外国につながるのある児童生徒や受入れ校の支援体制づくりのために、令和5年に日本語支援ステーションを開設しました。国際教育コーディネーター及びステーションマネージャーを配置し、就学ガイダンスや日本語習得状況アセスメントを実施し、支援ニーズに応じて日本語初期集中指導を実施するとともに、各校に日本語指導員・母語支援員を派遣し個別指導を行うなど、自らのルーツに連なる母語も大切にしながら、日本語能力の向上と学校生活への早期適応を図ります。
事業(6)タイトル	(6) 外国人の医療の確保や健康増進に関する情報提供	(6) 外国人の医療の確保や健康増進に関する情報提供
事業(6)内容	救急現場において、三者間同時通訳システムなどを利用した外国語対応を行います。医療費の支払いが困難な外国人の救急医療を確保するための制度について、関係医療機関への周知を図ります。また、外国人が医療機関を受診しやすくなるように外国語診療マニュアルや問診票について市内医療機関に紹介したり、横須賀市の行う保健サービスをより受けやすくしたりするよう、情報提供に努めます。	救急現場において、三者間同時通訳システムなどを利用した外国語対応を行います。医療費の支払いが困難な外国人の救急医療を確保するための制度について、関係医療機関への周知を図ります。また、外国人が医療機関を受診しやすくなるように外国語診療マニュアルや問診票について市内医療機関に紹介したり、横須賀市の行う保健サービスをより受けやすくしたりするよう、情報提供に努めます。

横須賀市人権施策推進指針の改定に関する調査票

○患者等

改定案のポイント

- ① 事業内容は、令和元年度の内容を踏襲しつつ、現在の取り組みに即した内容となるよう、文言の整理を行った。
② 新型コロナウイルス感染症に関して、保健所を持つ本市ならではの対応結果や、経験を踏まえた内容を追記した。

	現指針（R01）28～30ページ	改定案
1 現状	市民の健康を保持・増進させ、良質な医療を提供することは、憲法第13条の「生命」権の保障、同第25条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」の保障を具体化することでもあります。 また、世界的に見ると、社会的な価値観の激変の中で、プライバシーの保護など個人の権利意識の高まりや、医療情報の増加、高齢者の増加などによる疾病構造の変化、技術の進歩による医療内容の変化などが、患者と医師の関係に変化をもたらしています。	市民の健康を保持・増進させ、良質な医療を提供することは、憲法第13条の「生命」権の保障、同第25条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」の保障を具体化することでもあります。 新型コロナウイルス感染症の流行を機に、感染症への備えと医療提供体制の確保、正確な情報の発信、個人情報やプライバシーの保護、偏見や差別を生まない対応の重要性が改めて認識されました。また、高齢化、疾病構造の変化、技術の進歩による医療内容の変化などが、患者と医師の関係に変化をもたらしています。 横須賀市では、「横須賀市感染症予防計画」、「横須賀市新型インフルエンザ等対策行動計画」、「第2期横須賀市がん対策推進計画」において、患者や感染者等の人権を尊重し、差別や偏見の防止に配慮した対応を行うことを定めています。
2 これまでの施策	横須賀市では、患者の権利を擁護するため、うわまち病院、市民病院、救急医療センター、保健所など、市民の健康保持・増進のための医療・保健機関を設置しています。	横須賀市では、患者の権利を擁護するため、総合医療センター、市民病院、救急医療センター、保健所など、市民の健康保持・増進のための医療・保健機関を設置しています。 新型コロナウイルス感染症への対応経験を踏まえ、感染症の予防と患者等の人権尊重を両立するため、「横須賀市感染症予防計画」及び「横須賀市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定・改定しました。平時から正確な情報提供と理解促進を図るとともに、危機時には迅速な情報共有、偏見・差別や偽・誤情報への対応を行います。行動制限等は必要最小限とし、社会的に配慮を要する人への支援を含め、人権に配慮した対策を推進します。
3 課題	医師と患者の関係は、支配・服従関係でも、一方通行的な関係でもなく、平等な人間関係に基づく信頼関係であることが基本です。 治療内容については、医師の専門家としての判断と裁量権が重要ではありますが、患者の生命・身体に関する最終的決定権は患者自身にあるという考えが、医療現場における根本原則と言えます。 また、エイズやハンセン病などの感染症について、誤った知識や偏見、理解不足から患者やその家族に対して生じる差別などの人権問題が生じています。	医師と患者の関係は、支配・服従関係でも、一方通行的な関係でもなく、平等な人間関係に基づく信頼関係であることが基本です。 「患者の生命・身体に関する最終的決定権は患者自身にある」という医療現場における根本原則に基づき、患者が病状や治療方法について十分な説明を受け、医療従事者の専門的な判断を踏まえ、自らの意思で医療を選択できることが重要です。 また、新型コロナウイルス感染症をはじめ、エイズやハンセン病などの感染症について、誤った知識や偏見、理解不足から患者やその家族、医療従事者等への差別や誹謗中傷、プライバシー侵害が生じることがあります。誰もが必要な医療や支援をためらうことなく受けられるよう、正しい知識の普及と患者等の立場に立って考えるなどの啓発に取り組む必要があります。

4 施策の方向性	横須賀市は、医療に関するさまざまな変化を見据えながら、患者の自己決定権やプライバシーなどの人権を擁護し、病気や医療に関する正しい知識の普及や良質な医療の提供に努めるとともに、市民の健康増進を図るためのさまざまな取り組みを進めていきます。	横須賀市は、 感染症危機への備えや医療を取り巻く環境の変化を踏まえ、患者の自己決定権及びプライバシーをはじめとする人権の擁護に努めます。また、 病気や医療に関する正しい知識の普及や良質な医療の提供に努めるとともに、市民の健康増進を図るためのさまざまな取り組みを進めていきます。
事業(1)タイトル	(1) 医療体制の維持・改善	(1) 医療体制の維持・改善
事業(1)内容	生命の尊厳と人間性を尊重し、常に安全で適切な医療を提供するため、研修などを通じ、医療スタッフの人権意識・倫理の一層の向上を図るとともに医療スタッフの不足に対処するため、人材の確保・育成や、相談窓口・ハード面の充実を図ります。また、医療スタッフの人権意識・倫理の一層の向上を図ります。また、患者の生命に関わる救急医療体制の整備を進めます。	生命の尊厳と人間性を尊重し、常に安全で適切な医療を提供するため、 研修等を通じて医療スタッフの人権意識・倫理観の一層の向上を図ります。あわせて、 医療スタッフ不足に対応するため、 人材の確保・育成を進めるとともに、相談窓口の整備や施設・設備等のハード面の充実を図ります。さらに、患者の生命に関わる救急医療体制の整備を推進します。
事業(2)タイトル	(2) 地域における医療連携の促進	(2) 地域における医療連携の促進
事業(2)内容	市立病院をはじめ市内の病院と、地域のかかりつけ医との連携を促進し、医療機関ごとの機能や役割を分担することにより、患者の利便性や適切な医療の確保を図り、地域における医療サービスの体制を堅持します。	市立病院をはじめ市内の病院と、地域のかかりつけ医との連携を促進し、医療機関ごとの機能や役割を分担することにより、患者の利便性や適切な医療の確保を図り、地域における医療サービスの体制を堅持します。
事業(3)タイトル	(3) 患者の自己選択に基づく医療の確保	(3) 患者の自己選択に基づく医療の確保
事業(3)内容	患者の自己選択に基づき医師との信頼関係の下に医療がなされるよう、インフォームド・コンセントやセカンドオピニオンの活用についての普及を図り、人生の最終段階まで患者の意思決定を支援するアドバンス・ケア・プランニングについても普及・啓発を進めます。	患者の自己選択に基づき医師との信頼関係の下に医療がなされるよう、インフォームド・コンセントやセカンドオピニオンの活用についての普及を図り、人生の最終段階まで患者の意思決定を支援するアドバンス・ケア・プランニングについても普及・啓発を進めます。
事業(4)タイトル	(4) 病気に関する正しい知識の普及を推進	(4) 病気に関する正しい知識の普及を推進
事業(4)内容	エイズやH I Vに関する正しい理解を深めるため、検査、相談、普及啓発のための研修会や広報活動の一層の充実を図るとともに、病気と薬、治療方法などについて啓発活動に努めます。また、難病患者およびその家族に対しては、相談事業、療養支援の充実を図ります。	エイズやH I Vに関する正しい理解を深めるため、検査、相談、普及啓発のための研修会や広報活動の一層の充実を図るとともに、病気と薬、治療方法などについて啓発活動に努めます。また、難病患者およびその家族に対しては、相談事業、療養支援の充実を図ります。
事業(5)タイトル	(5) 相談体制の充実	(5) 相談体制の充実
事業(5)内容	良質かつ適切な医療を提供するために、市立病院をはじめ市内病院の相談窓口においては、患者を支援し代弁する立場として、患者やその家族からの苦情や提言を真摯に受け止め、患者の権利・利益の擁護の視点から対応できるよう相談に携わる職員の資質向上と相談体制の充実に向けた普及啓発を図ります。	良質かつ適切な医療を提供するために、市立病院をはじめ市内病院の相談窓口においては、患者を支援し代弁する立場として、患者やその家族からの苦情や提言を真摯に受け止め、患者の権利・利益の擁護の視点から対応できるよう相談に携わる職員の資質向上と相談体制の充実に向けた普及啓発を図ります。
事業(6)タイトル	(6) 市民の健康の増進	(6) 市民の健康の増進
事業(6)内容	「まもる健康からつくる健康へ」を理念として、市民が安心して検診サービスが受けられるよう、予防医学の観点から、医療水準の維持向上に努めるとともに、健康づくりのため、適切な生活習慣を提案し、実践を支援します。	「まもる健康からつくる健康へ」を理念として、 市民が安心して健康診査等が受けられるよう、健康診査やがん検診の適切な精度管理に努めるとともに、 健康づくりのため、適切な生活習慣を提案し、実践を支援します。
事業(7)タイトル	(7) 個人情報の適切な管理	(7) 個人情報の適切な管理
事業(7)内容	市立病院や保健所などの運営に当たっては、「横須賀市個人情報保護条例」の趣旨にのっとり、患者や来所者の個人情報の収集、保管、利用、提供、開示などの管理について、適正に行うとともに、プライバシーに極力配慮します。	市立病院や保健所などの運営に当たっては、「 個人情報の保護に関する法律 」の趣旨にのっとり、患者や来所者の個人情報の収集、保管、利用、提供、開示などの管理について、適正に行うとともに、プライバシーに極力配慮します。

横須賀市人権施策推進指針の改定に関する調査票

○ インターネット上の人権侵害

改定案のポイント

- ① 分野別計画の無い分野であり、横須賀市の現状に即した内容へと修正した。
- ② 当事者団体から要請を受けているインターネット上の書き込みに対する対応を行うことを追記した。

	現指針（R01）31～33ページ	改定案
1 現状	インターネットの普及に伴い、特定の個人を対象とした誹謗・中傷、差別的な表現の書き込みや、保護者や教員の知らない子ども同士のいじめが起こっていたり、未成年者がインターネットを通じた犯罪等の被害に巻き込まれたりするなど、さまざまな問題が発生しています。 さらに、インターネットを利用したセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等のハラスメント、同和問題や外国人、障害者等に関する差別的な書き込み等も深刻化しています。近年ではSNSの利用が急増しており、これらの問題はより複雑化してきています。	インターネットやスマートフォンの利用が日常化し、特定の個人を対象とした誹謗・中傷や差別的な表現の書き込み、個人情報の拡散等、さまざまな問題も発生しています。加えて、保護者や教員の目が届きにくい場で、子ども同士のいじめが起こっていたり、未成年者がインターネットを通じた犯罪等に巻き込まれたりするなど、被害の形態が多様化しています。 さらに、インターネットを利用したセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等のハラスメント、同和問題や外国人、障害者等に関する差別的な書き込み等も深刻化しています。近年ではSNSや動画配信サービス等の利用が一層拡大し、「いいね」や投稿のシェア等による拡散も含め、インターネットによる人権侵害はより複雑化してきています。また、生成AIの普及により、真偽の判別が難しい画像・音声等が流通しやすくなり、なりすましや名誉毀損等の人権侵害につながるおそれも指摘されています。
2 これまでの施策	平成17年（2005年）からインターネットを使用する際のルールやマナーについて市民向けに啓発講座を開催しています。また、教育委員会では、平成20年（2008年）から「インターネット等有害情報対策会議」を開催し、家庭、学校、地域や関係機関、行政などと情報を共有しながら子どもたちを被害から守るための取り組みについて検討しています。そして、平成27年（2015年）4月には、「よこすかケータイ・スマホ スタANDARD」というリーフレットを作成、毎年配布し、小中学生の携帯電話・スマートフォンの家庭における約束やルールづくりを進めています。	インターネットを使用する際のルールやマナーを学ぶための市民向け啓発講座を開催しています。また、教育委員会では、「インターネット等有害情報対策会議」を開催し、家庭、学校、地域や関係機関、行政などと情報を共有しながら子どもたちを被害から守るための取り組みについて検討しています。そして、「よこすかケータイ・スマホ スタANDARD」というリーフレットを作成し、各校の実態に応じて活用できるようデータで周知することにより、小中学生の携帯電話・スマートフォンの家庭における約束やルールづくりを進めています。
3 課題	インターネットの情報は、発信者の意図に関わらず、あらゆるところに急速に拡散してしまう恐れがあることから、インターネットを使用する一人ひとりの人権意識が大切です。 インターネットの利用者に対し、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるための啓発活動を推進していくことが必要です。	インターネットの情報は、発信者の意図に関わらず、あらゆるところに急速に拡散してしまう恐れがあることから、インターネットを使用する一人ひとりの人権意識が大切です。 インターネットの利用者に対し、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるための啓発活動を推進していくことが必要です。
4 施策の方向性	インターネットによる人権侵害が起こらないよう、インターネットを適正に利用するためのモラルやリスクの理解を深めるための啓発活動を推進していきます。	インターネットによる人権侵害が起こらないよう、インターネットを適正に利用するためのモラルやリスクの理解を深めるための啓発活動を推進していきます。

事業(1)タイトル	(1) 教育・啓発活動の推進	(1) 教育・啓発活動の推進
事業(1)内容	市民向けの講座を開催し、インターネットに関するモラルやリスクについて啓発します。また、インターネットを利用する児童生徒への指導及びその保護者への啓発をします。	市民向けの講座を開催し、インターネットに関するモラルやリスクについて啓発します。また、インターネットを利用する児童生徒への指導及びその保護者や教職員への啓発をします。
事業(2)タイトル	(2) 相談・支援の充実	(2) 相談・支援の充実
事業(2)内容	SNSにおける誹謗・中傷等、インターネットの普及に伴う各種問題に対する適切な相談窓口について周知します。	SNSにおける誹謗・中傷等、インターネットの普及に伴う各種問題に対する適切な相談窓口について周知します。
事業(3)タイトル		(3) 関係機関等との連携
事業(3)内容		インターネット上での問題のある書き込みについて、関係機関等と連携して削除要請を行います。

横須賀市人権施策推進指針の改定に関する調査票

○ 性的マイノリティ (LGBTQ+)

改定案のポイント

- ① さまざまな表現のある「LGBTQ+」について、横須賀市の表現を統一するために、タイトルを変更した。
- ② 国の状況変化や横須賀市の条例制定などの状況を反映した。
- ③ 横須賀市の現状に即した取り組み内容へと修正した。
- ④ SOGIの多様性に関しては、コラムで紹介をして意識の普及を図る。

	現指針 (R01) 34～37ページ	改定案
1 現状	多くの人は、性別は男女のどちらかで、生まれもった性別に違和感を覚えず生き、恋愛の対象は異性であるのが「普通」と感じているかもしれません。 このような多数派に当てはまらない、少数派（マイノリティ）にあたる性の在り方を自認・指向する人を「性的マイノリティ※」といいます。 多数だから「普通」、マイノリティだから「おかしい」「特別な」存在というわけではありません。しかし、実際には性的マイノリティに対する根強い偏見や差別が存在し、日常生活での困難、ストレスや孤独感を抱いている人々がいます。 性的マイノリティの人口比率は3～5%（20人に1人程度）と推定されますが、偏見や差別を恐れて打ち明けられない人も大勢います。そのため、身近にいないと思われたり、差別的な言葉やからかいが横行したりする現状があります。 性別や恋愛の多様性、マイノリティだからといって排除されない社会システムが求められています。	性を「男」と「女」の2つに分けて考えがちですが、性のあり方（セクシュアリティ）は1人1人違います。 性的指向及び性自認の多様性を理解することが求められていますが、実際には社会の理解が必ずしも進んでいないために、性的マイノリティ（LGBTQ+）に対する根強い偏見や差別が存在し、日常生活での困難、ストレスや孤独感を抱いている人々がいます。 日本における性的マイノリティの人口比率は3～10%と推定されています。その中には、自身のセクシュアリティを他人に知られたくないと考える人もいるため、身近に当事者はいないと思われることがあります。また、日常生活の中で「女性・男性はこうあるべき」といった考えに基づく言動を意図せずとってしまうこともあり、それによって誰かを傷つけてしまうことがあります。 性的指向や性自認への理解を深め、偏見や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消するとともに、性別や恋愛の多様性、マイノリティだからといって排除されない社会システムが求められています。
2 これまでの施策	横須賀市では、平成24年度（2012年度）に人権施策推進会議から「性的マイノリティの人権」についての答申を受け、性的マイノリティに関する施策と施策体系をまとめました。その中で、相談体制の充実、正しい知識の周知、関係機関との連携を重点三項目として取り組みを進めてきました。 国においては、平成27年（2015年）に文部科学省から「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」の通知が出され、画一的な対応ではなく、個別の事例において学校や家庭の状況等に応じた取り組みの必要性があるとしています。	横須賀市では、平成24年度（2012年度）に人権施策推進会議から「性的マイノリティの人権」についての答申を受け、性的マイノリティに関する施策と施策体系をまとめ、相談体制の充実、正しい知識の周知、関係機関との連携を重点三項目として取り組みを進めてきました。また、平成31年（2019年）には、「横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例」に、性的指向等の多様性を認め合うことを基本理念の中に位置付けました。さらに、令和7年（2025年）には、同条例にアウティングの禁止及びカミングアウトの強制・制限を禁止する規定を明確化しました。 国においては、令和5年（2023年）6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（LGBT理解増進法）が施行されました。令和8年（2026年）6月には基本計画が閣議決定され、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に向けた取り組みが進められています。

3 課題	性的マイノリティの当事者は、少数派であるため周囲の人の無理解や偏見から、さまざまな困難を抱えることがあります。 特にゲイ、バイセクシュアル男性の自殺未遂率は、非常に高い水準にあるという統計があります。さらに、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアルのように婚姻を前提とした社会環境での生きづらさを感じたり、トランスジェンダーのように男女二分論を前提とした社会環境での生きづらさを感じたり、それぞれ異なる困難や悩みを抱えています。 また、思春期における性的マイノリティの子どもたちが、学校において、心無い言葉による暴力などのいじめを受け、孤立し精神的な抑圧を受け、不登校や自殺に追い込まれるケースが少なくないことも専門の研究機関などのアンケート調査結果から推し量ることができます。 このような状況から、さまざまな「違い」を「個性」と考え、互いに認めあい、性的マイノリティの当事者とその家族にとって孤立を防ぐ取り組みが必要です。	性的マイノリティの当事者は、周囲の人の無理解や偏見から、世代・場面ごとにさまざまな困難を抱えることがあります。レズビアン、ゲイ、バイセクシュアルのように婚姻を前提とした社会環境での生きづらさを感じたり、トランスジェンダーのように男女二分論を前提とした社会環境での生きづらさを感じたり、それぞれ異なる困難や悩みを抱えています。 また、思春期にある性的マイノリティの子どもの中には、学校生活や家庭での過ごし方について、悩みや困難を抱えるこどももいます。こども一人ひとりが安心して過ごし、自分らしく成長していくためには、周囲の理解が広がっていないことや、安心して相談できる環境の整備が十分でないことが課題となっています。 このような課題を踏まえ、さまざまな「違い」を「個性」と考え、互いに認めあい、性的マイノリティ当事者とその家族の孤立を防ぐ取り組みが必要です。
4 施策の方向性	人が100人集まれば、100通りの個性があるように、一人ひとりの性の在り方も異なります。横須賀市は、相談窓口の設置、啓発活動、情報交換の場の設置など多様性のあるまちづくりを進めていきます。	人が100人集まれば、100通りの個性があるように、一人ひとりの性の在り方も異なります。横須賀市は、誰もが安心して暮らせるまちを目指し、相談体制の充実、啓発活動、情報交換の場の設置など多様性のあるまちづくりを進めていきます。
事業(1)タイトル	(1) 性的マイノリティ当事者の人権を守る取り組み	(1) 性的マイノリティ (LGBTQ+) 当事者の人権を守る取り組み
事業(1)内容	市内で10代、20代の当事者同士が交流できる場を設定し、孤立を防ぐ取り組みを推進します。また、相談窓口を設け、性的マイノリティ当事者やその家族、支援者からの専門の相談を受けられる体制づくりに努めるとともに、行政文書等の不要な性別欄の削除を進めていきます。 また、性的マイノリティに理解のある事業者等向けに、性的マイノリティに理解のあることを表すレインボーカラーのステッカーを作成し配布します。 性の多様性を尊重する取り組みとして、同性等多様なカップルが自由な意思によるパートナーシップ宣誓を行い、横須賀市が証明書を発行する制度を導入しました。よりよい制度になるよう見直しをしていきます。	当事者同士が交流できる場を設け、安心して悩みや経験を共有できる機会を提供することで、孤立を防ぐ取り組みを推進します。 また、性的マイノリティに理解のある事業者等向けに、性的マイノリティに理解のあることを表すレインボーカラーのステッカーを作成し配布します。 さらに、行政文書等における不要な性別欄の削除を進め、手続きに伴う心理的負担の軽減やプライバシーへの配慮につなげます。

事業(2)タイトル		(2) パートナーシップ宣誓証明制度による生きづらさの解消
事業(2)内容		戸籍上の性別にとらわれず、互いを大切なパートナーとするお二人が自由な意思により宣誓を行い、横須賀市が証明書を発行する「パートナーシップ宣誓証明制度」について、宣誓者が受けられる行政サービスの拡充や他自治体との連携を進め、すべての人が暮らしやすいまちづくりに取り組みます。 また、パートナーお二人だけでなく、こどもや親などを家族として市が公に証明するファミリーシップ制度の周知を図り、利用の促進に努めます。
事業(3)タイトル	(2) 相談体制の整備	(3) 相談体制の充実
事業(3)内容	性的マイノリティに関する研修会を開催し、身近な相談者となる教員、横須賀市職員等の知識の習得を行います。 また、NPO団体等主催の会議等へ出席し、情報収集に努めます。	性的指向や性自認に関する悩みを抱える性的マイノリティ当事者やその家族、支援者を対象に、臨床心理士などによる専門相談を市内で実施し、当事者の孤立を防ぎます。 また、多様な性に関する研修会の開催や、関係機関が主催する会議・研修への参加を通じて、身近な相談者となる教員や横須賀市職員等の知識の習得や理解を深めます。
事業(4)タイトル	(3) 正しい知識の周知	(4) 正しい知識の周知
事業(4)内容	広報よこすかや横須賀市ホームページ等で、性的マイノリティの正しい知識を伝えるとともに、市民向け啓発リーフレット等を随時配布します。 また、性的マイノリティの正しい知識や理解を深めるため、生徒向けの講座や、市民や多くの事業者等を対象とした人権セミナーを開催し、学校や市内公共施設のほか商業施設で啓発パネル展示を行います。	多様な性に関する正しい知識を伝えるために、啓発パネルの展示、啓発リーフレットの配布等を行います。 また、児童や生徒、日頃からこどもと関わる大人、市内の事業所等に対する研修会を行うとともに、市民向けセミナーを開催し、正しい知識や理解を深めます。
事業(5)タイトル	(4) 関係機関等との連携	(5) 関係機関等との連携
事業(5)内容	性的マイノリティの当事者等の意見を聞くため、横須賀市職員との意見交換会を開催します。 また、NPO団体等との連携や、啓発イベントに協力をして支援の体制をつくります。	NPO法人や他自治体、関係機関等との連携により、悩みを抱える当事者への支援の体制をつくります。 また、庁内における理解の促進のため、多様な性理解促進関係課長会議を設置し、情報共有を図ります。 さらに、性的マイノリティ当事者が日ごろ感じていることなどを、横須賀市の取り組みに生かしていくために、性的マイノリティ当事者と市職員との意見交換会を開催します。

横須賀市人権施策推進指針の改定に関する調査票

○自殺をめぐる問題

改定案のポイント

① 国における自殺対策の状況変化や横須賀市自殺対策計画の策定などの状況を反映した。

	現指針 (R01) 38～40ページ	改定案
1 現状	国内での自殺（自死）者数は、平成10年（1998年）には3万人を超え、しばらくは高い水準で推移していました。近年は減少傾向に転じたとはいえ、いまだに多くの方が亡くなっています。 横須賀市においても、平成11年（1999年）には年間100人を超え、近年は国と同様に減少傾向にはあるものの、年間70～80人の方が亡くなっています。	国内での自殺（自死）者数は、平成10年（1998年）に3万人を超えました。その後、全国的な自殺対策の推進により減少傾向が続きましたが、コロナ禍では特に女性の自殺（自死）者が増加しました。近年は再び減少傾向にあり、年間の自殺（自死）者は2万人を下回っています。 横須賀市においても、平成11年（1999年）には年間の自殺（自死）者数が100人を超えていました。その後、国と同様に減少傾向にはあるものの、近年でも年間60人前後の方が自殺（自死）により亡くなっています。
2 これまでの施策	国においては、平成18年（2006年）に「自殺対策基本法」が成立し、横須賀市でも同年から「自殺対策連絡（協議）会」を設置し、さまざまな取り組みを行ってきました。 また、平成28年（2016年）には「改正自殺対策基本法」が施行され市町村に自殺対策計画の策定が義務化され、横須賀市では「自殺対策計画策定委員会」等を設置し、自殺対策計画を策定しました。	国においては、平成18年（2006年）に「自殺対策基本法」が施行され、国、地方公共団体、関係機関等が連携して自殺対策を推進することとされました。横須賀市では同年に「横須賀市自殺対策連絡（協議）会」を設置し、さまざまな自殺対策に取り組んできました。令和元年（2019年）には「第1次横須賀市自殺対策計画」を施行し、令和6年（2024年）からは「第2次横須賀市自殺対策計画」に基づき、自殺対策を推進しています。
3 課題	自殺は、「個人の問題」として認識されがちでしたが、広く「社会の問題」としても認識されるようになりました。自殺の多くが追い込まれた末の死です。横須賀市においては、さまざまな取り組みを行っていますが、いまだに多くの市民が自殺によって尊い命を失っています。また、自死遺族に対するケアも重要となっています。	自殺は、「個人の問題」として認識されがちでしたが、広く「社会の問題」としても認識されるようになりました。自殺の多くが追い込まれた末の死です。横須賀市においては、さまざまな取り組みを行っていますが、いまだに多くの市民が自殺によって尊い命を失っています。また、全国的には令和7年（2025年）の児童・生徒の自殺が過去最多となり、こども・若者の自殺対策の強化を図る必要があります。
4 施策の方向性	「誰も一人にさせない、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すとともに、庁外の関係機関とも連携して自殺対策に取り組みます。	「誰も一人にさせない、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すとともに、地域の関係者の皆さまの協力を得ながら全庁的な取り組みとして自殺対策を推進します。

事業(1)タイトル	(1) 自殺の実態分析	(1) 自殺の実態分析
事業(1)内容	警察庁自殺統計を詳細に分析し、また横須賀市独自の自殺未遂者統計や、自殺対策に関する市民意識調査を実施し、横須賀市の自殺の実態を明らかにし、対策に役立てます。	警察庁自殺統計を詳細に分析し、また横須賀市独自の自殺未遂者統計や、 5年に1度 、自殺対策に関する市民意識調査を実施し、横須賀市の自殺の実態を明らかにし、対策に役立てます。
事業(2)タイトル	(2) 地域連携	(2) 地域連携
事業(2)内容	横須賀市自殺対策連絡会等を開催し、情報共有や意見交換を行います。また、関係機関等と形成するネットワークを活用しさまざまな取り組みを実施します。	横須賀市自殺対策推進協議会等 を開催し、情報共有や意見交換を行います。また、関係機関等と形成するネットワークを活用しさまざまな取り組みを実施します。
事業(3)タイトル	(3) 相談体制の充実	(3) 相談体制の充実
事業(3)内容	関係機関と連携し、面接、電話及び訪問相談を実施するとともに、「横須賀こころの電話」に委託をして、休日等の閉庁時にも相談を受けられる体制をつくります。 また、さまざまな悩みを抱えた方に対して、関係機関と連携した包括相談会の開催やアウトリーチ（訪問型支援サービス）による包括相談を実施します。	関係機関と連携し、面接、電話及び訪問相談を実施するとともに「横須賀こころの電話」の 委託やSNS相談事業者の連携協定により 、休日等の閉庁時にも相談を受けられる体制をつくります。 また、さまざまな悩みを抱えた方に対して、関係機関と連携した包括相談会の開催やアウトリーチ（訪問型支援サービス）による包括相談を実施します。
事業(4)タイトル	(4) 人材育成	(4) 人材育成
事業(4)内容	ゲートキーパー養成等の研修会の開催や、ゲートキーパー登録制度等により、自殺対策に係る人材の養成及び確保並びに資質の向上を図ります。	ゲートキーパー養成等の研修会の開催や、ゲートキーパー登録制度等により、自殺対策に係る人材の養成及び確保並びに資質の向上を図ります。
事業(5)タイトル	(5) 普及・啓発活動	(5) 普及・啓発活動
事業(5)内容	自殺予防週間（9月10日～9月16日）及び自殺対策強化月間（3月）に、街頭キャンペーンなどの啓発活動を実施します。	自殺予防週間（9月10日～9月16日）及び自殺対策強化月間（3月）に あわせて 、街頭キャンペーンなどの啓発活動を実施します。
事業(6)タイトル	(6) ハイリスク者・若年者・高齢者・生活困窮者への対策	(6) ハイリスク者・若年者・高齢者・生活困窮者への対策
事業(6)内容	ハイリスク者支援連携会議を開催し、情報共有や対策を検討します。 また 、性的マイノリティ分かち合いの会（Cafe SHIPポートよこすか）の開催に 当たり 支援するほか、市内大学生への相談機関紹介冊子の配布等を行います。 また、高齢者・生活困窮者についても関係各課と連携して支援を行います。	ハイリスク者支援連携会議を開催し、情報共有や対策を検討します。性的マイノリティ分かち合いの会（Cafe SHIPポートよこすか）の開催を支援するほか、市内大学等へ相談機関紹介冊子の配布等を行います。また、高齢者・生活困窮者についても関係各課と連携して支援を行います。
事業(7)タイトル	(7) 自死遺族支援事業	(7) 自死遺族支援事業
事業(7)内容	自死遺族個別相談会や自死遺族分かち合いの会の開催等、遺された方へ寄り添う支援を実施します。	自死遺族個別相談会や自死遺族分かち合いの会の開催等、遺された方へ寄り添う支援を実施します。
事業(8)タイトル	(8) 周産期のメンタルヘルス支援	(8) 周産期のメンタルヘルス支援
事業(8)内容	関係各課や医師会と連携し、妊娠期から産後1年までの女性の不安な心に寄り添う支援を実施します。	関係各課や医師会と連携し、 妊娠・出産に関わるメンタルヘルスの支援 を実施します。
事業(9)タイトル	(9) 自殺未遂者対策	(9) 自殺未遂者対策
事業(9)内容	市内2病院との連携による自殺未遂者支援を行い、自殺未遂者が再び自殺を図ることを防ぎます。 市内2病院と情報共有、連携強化のために自殺未遂者対策検討会を行います。	市内2病院との連携による自殺未遂者支援を行い、自殺未遂者が再び自殺を図ることを防ぎます。 市内2病院と情報共有、連携強化のために自殺未遂者対策検討会を行います。

横須賀市人権施策推進指針の改定に関する調査票

○ 犯罪被害者およびその家族の人権

改正案のポイント
 ① これまで「その他の人権課題」にあったものを分野別課題とした。
 ② 令和4年に制定した「横須賀市犯罪被害者等基本条例」に基づく支援内容を追記した。

	現指針（R01）41ページ	改定案
解説文	犯罪被害者とその家族は、生命、身体、財産上の直接的な被害を受けるだけでなく、捜査や裁判過程における精神的、時間的負担を負わされた上、事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調、医療費の負担や失職、転職などによる経済的困窮など、被害後生じる問題に苦しめられることがあります。また、周囲の人々の無責任な噂話やメディアによる行き過ぎた取材・報道によってプライバシーを侵害され精神的被害を受けることもあります。 犯罪被害者とその家族に対する支援については、昭和55年(1980年)「犯罪被害者等給付金支給法」が制定され、経済的な支援がなされてきましたが、平成16年(2004年)に「犯罪被害者等基本法」が制定され、犯罪被害者等の権利利益の保護が明文化され、犯罪被害者等のための施策が総合的、計画的に進められることとなりました。 横須賀市は、同法の理念に基づき、相談窓口の充実など、犯罪被害者とその家族の支援を進めていきます。	
1 現状		犯罪被害により、当たり前の日常は突如として奪われます。 犯罪被害者及びそのご家族（以下、「犯罪被害者等」といいます。）は、生命、身体、財産上の直接的な被害を受けるだけでなく、捜査や裁判の過程においても精神的・時間的な負担を抱えることがあります。 さらに、被害に遭った後も精神的ショックや身体の不調、医療費の負担、失職・転職等に伴う経済的困窮など、長期にわたりさまざまな課題に直面する場合があります。 また、周囲の無理解による言動や報道機関による行き過ぎた取材・報道等によって、プライバシー侵害や二次的な被害を受けることも少なくありません。 国においては、昭和56年（1981年）に「犯罪被害者等給付金支給を施行し、平成16年（2004年）には「犯罪被害者等基本法」の施行により、権利権益の保護を明文化するなど、施策を総合的・計画的に推進してきました。支援に対する理解の増進を目的とした広報・啓発活動に加え、給付金等の支給や司法手続きにおける被害者参加制度等、支援に関する制度・施策の基本的な枠組みを整備しています。 県でも、平成21年（2009年）に「神奈川県犯罪被害者等支援条例」を施行し、見舞金の支給のほか、かながわ犯罪被害者サポートステーションにおいて、警察や民間支援団体等との連携による、電話・面接による相談、心理的支援、付添支援、法律相談等の専門的な支援を行っています。 こうした法制度に基づく施策の推進を踏まえ、横須賀市においても、犯罪被害者等が安心して生活を再建し、安全に暮らせるよう、関係機関が連携し、社会全体で寄り添う支援を一層充実させていく必要があります。

2	これまでの施策	横須賀市は、令和4年（2022年）に「横須賀市犯罪被害者等基本条例」を施行し、相談体制の充実、犯罪被害者等への支援、制度の周知及び市民理解の促進、関係機関との連携に取り組んできました。
3	課題	犯罪被害者等支援に係るニーズの多様化・複合化に対応するため、関係課及び関係機関との連携により、切れ目のない支援体制を充実させるとともに、二次的被害の防止を含む対応力の平準化を図る必要があります。
4	施策の方向性	犯罪被害者等の人としての尊厳を尊重し、各種施策を適切に講じることにより、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、寄り添った支援に取り組んでいきます。
事業(1)タイトル		(1) 相談体制の充実
事業(1)内容		市民に最も身近な基礎自治体として、犯罪被害者等が被害後の生活の中で抱える不安や困難に寄り添い、必要な支援を受けられるようにするため、「横須賀市犯罪被害者等総合支援窓口」として相談専用ダイヤル及び専用相談室を設置し、必要な情報提供や助言を行うとともに、関係機関等と連携した支援につなげます。 また、研修会の開催や研修等への参加を通じて、支援体制の整備及び相談対応の質の向上を図ります。
事業(2)タイトル		(2) 犯罪被害者等への適切な支援
事業(2)内容		犯罪被害者等の生活の再建のため、見舞金の支給のほか、日常生活の支援や緊急避難場所の提供、カウンセリング支援及び法律相談などの各種支援を提供します。被害後の生活において生じる身近で具体的な困難に対応し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援に取り組みます。
事業(3)タイトル		(3) 制度の周知・市民理解の促進
事業(3)内容		県や関係機関等と連携して、「横須賀市犯罪被害者等総合支援窓口」に関するリーフレットやチラシの配布、市民向け啓発活動等を通じた制度の周知及び市民理解の促進を図ります。
事業(4)タイトル		(4) 関係機関等との連携による支援体制の整備
事業(4)内容		犯罪被害者等への支援が途切れることのないよう関係機関等とつなぐ役割を担うとともに、市役所内における犯罪被害者等支援への理解促進、情報共有及び連携強化を図ります。今後も、関係機関等との連携を深め、犯罪被害者等の状況や意向に応じた切れ目のない支援に向け、支援体制の整備に努めます。

横須賀市人権施策推進指針の改定に関する調査票

○ 災害に伴う人権課題

改正案のポイント
① これまで「その他の人権課題」にあったものを分野別課題とした。
② 令和6年度に改正した「横須賀市地域防災計画」に関する内容を追記した。

	現指針（R01）43ページ	改定案
解説文	平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災による災害及びそれに伴う原子力発電所の事故により、現在も多くの方々が避難生活を余儀なくされ、避難している方々への風評に基づく心無い嫌がらせも発生しました。そうした中で、さまざまな事情を持つ被害者への支援や配慮など、災害に伴う人権に関わる問題が改めて認識されることになりました。 災害に備えて、地域との連携を図り、災害に対する日頃からの心掛け、避難などについて周知・啓発を行うとともに、同じ環境下でも、人によって自由や安心の度合い、必要な支援が違ふことについての理解促進に努めます。 女性や災害時要援護者、障害者や高齢者等あらゆる人の気持ちに寄り添う避難所の運営の啓発などの災害対応に努めます。 また、災害という非常時に際しては、平時よりも人権擁護に関する姿勢や意識が薄くなりがちなため注意が必要です。 新型コロナウイルス感染症の拡大は、自然災害ではないものの私たちを脅かす危機であり、災害に通じるものです。 新型コロナウイルス感染症に関連して、差別、偏見、誹謗中傷、いじめ等を行うことはあってはならないことです。 また、不確かな情報や誤った認識から人権侵害につながるものがないよう、正確な情報発信と啓発に努めます。 ※ 新型コロナウイルス感染症については令和3年3月に追記。	
1 現状		災害時には、住まい、食、衛生、医療、情報など生活の基盤が大きく揺らぎます。こうした状況下では、避難所や避難生活の場面で、プライバシーの侵害、健康被害、差別や偏見、暴力・ハラスメントなど、人権に関わる問題が起こりやすくなります。 特に、支援が必要な方ほど、必要な情報や支援を得ることができない、周囲に配慮を求めにくいなどの理由で困難を抱えやすい傾向があります。災害への備えは「命を守る」ことにとどまらず、「尊厳を守る」ことを含めて考える必要があります。
2 これまでの施策		横須賀市は、令和6年（2024年）に改定した「横須賀市地域防災計画」に基づき、防災体制の整備を進め、防災訓練や啓発、備蓄・資機材の整備、避難所運営に関する準備を行っています。また、要配慮者への支援について、関係部署・関係機関との連携を図り、災害時に支援につながる体制づくりを進めています。さらに、防災情報の周知について、様々な手段・言語を活用した発信に取り組んでいます。

3 課題		災害時の人権課題は、発災後に初めて対応するのでは間に合わないため、誰もが災害の危機を正しく認識し、その危機から逃れられるよう、事前に体制を整えていく必要があります。また、避難した際にも、すべての人が安心して避難所での生活を過ごせる環境を整備する必要があります。 そのため、情報提供の体制や避難環境の改善に加え、運営の担い手の確保、研修・訓練の継続、相談体制の明確化など、平時からの準備が不可欠です。 また、情報提供や支援制度の申請にデジタル技術が活用される一方で、必要な情報や支援が届きにくい層が生じるおそれがあります。支援の公平性を確保するための工夫と、関係機関と連携して支援を行うことが必要です。
4 施策の方向性		横須賀市は、災害時にも一人ひとりの人権が尊重されるよう、誰もが必要な情報を受け取り、安全に避難し、安心して生活できる環境づくりを進めます。
事業(1)タイトル		(1) 情報の届きやすさの確保と誤情報対策
事業(1)内容		多様な手段による情報提供を行うとともに、やさしい日本語や多言語、障害特性への配慮を進めます。 あわせて、誤情報により不安や偏見が拡大しないよう、正確な情報発信に努めます。
事業(2)タイトル		(2) 避難所の初動対応と運営力の向上
事業(2)内容		開設直後の混乱を抑えるため、初動の手順や役割分担の明確化、物資配布・トイレ運用等の手順の共有を進め、避難者が安心して過ごせる運営を確保します。
事業(3)タイトル		(3) 避難所運営の標準化と担い手づくり
事業(3)内容		誰もが安心して過ごすことのできる避難所運営ルールを整備・見直し、訓練の充実、運営に携わる人材の育成を進め、属人的になりがちな運営を改善します。
事業(4)タイトル		(4) 要配慮者への支援と早期把握
事業(4)内容		配慮を要する方のニーズを早期に把握し、福祉部門や医療・関係機関と連携しながら、必要な支援へ適切につなげる体制の充実を図ります。

横須賀市人権施策推進指針の改定に関する調査票

○ 職場における人権課題

改定案のポイント

- ① これまで「その他の人権課題」にあったものを分野別課題とした。
② 分野別計画の無い分野であり、横須賀市の現状に即した内容へと修正した。

	現指針（R01）42～43ページ	改定案
解説文	企業にとって、従業員は最も重要な財産です。しかし、近年、賃金未払いや長時間労働の強制、退職強要など、従業員の人権を侵害する「ブラック企業」や「ブラックバイト」の存在が問題となりました。 職場において、従業員の人権が尊重されることにより、働きやすい職場が築かれ、組織の活性化や成熟につながっていきます。 職場におけるパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の様々な嫌がらせやいじめを防止し、働きやすい環境をつくることが、企業には求められています。 そのため、関係機関と連携して、各事業所に対する啓発活動を行う必要があります。	
1 現状		職場では、性別、年齢、障害の有無、国籍、性的指向・性自認、雇用形態等を理由とする不当な差別や偏見、ハラスメントなどが人権課題となっています。また、長時間労働や過重な業務、育児・介護等との両立の困難、孤立などにより、心身の健康や働き続ける意欲に影響を受ける人もいます。 近年は、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、カスタマー・ハラスメントなど、職場におけるさまざまなハラスメントへの対応が求められています。令和7年（2025年）6月には「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（労働施策総合推進法）が改正され、事業主には労働者の就業環境がハラスメントによって害されることのないよう、相談体制の整備その他の必要な措置を講ずることが求められています。一方で、被害を受けても相談しにくい、相談したことにより不利益な取り扱いを受けるのではないかと心配するなど、問題が表面化しにくい状況もあります。
2 これまでの施策		これまで、職場における悩みを抱える人に対し、専門家による特別相談を行うとともに、内容に応じて労働基準監督署をはじめとする機関が設置している相談窓口につなぐ取り組みを行ってきました。 市職員については、研修等を通じて、人権意識の向上及びハラスメントの防止に取り組むとともに、相談窓口の設置や制度の周知により、働きやすい職場環境の整備を進めてきました。
3 課題		誰もが個性や能力を十分に発揮し、安心して働き続けられる職場環境を整備することが必要です。そのためには、あらゆる差別やハラスメントを許さない職場風土を醸成するとともに、一人ひとりの多様な事情や働き方に配慮する必要があります。 また、被害や困りごとを早期に把握し、適切に対応するためには、相談しやすい体制を整えるとともに、相談者のプライバシー保護及び不利益な取り扱いの防止を徹底することが必要です。

4 施策の方向性		一人ひとりの人権が尊重される職場環境を整えることが重要です。そのため、職場における人権尊重に関する理解を深めるための啓発活動を推進します。また、職場における悩みを抱える人が安心して相談できる環境を整備するとともに、内容に応じて専門機関を案内するなど、必要な支援を行います。
事業(1)タイトル		(1) 企業・事業所等への啓発活動の推進
事業(1)内容		企業・事業所等に対し、差別やハラスメントの防止、多様な人材が活躍できる環境の整備、職場における人権課題等に関する情報提供を行うとともに、人権尊重に関する啓発活動を推進します。 また、研修会やセミナー等の開催を通じて、職場における人権尊重に必要な知識の向上を図ります。
事業(2)タイトル		(2) 適切な相談窓口の紹介
事業(2)内容		職場におけるパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等のさまざまな嫌がらせやいじめを防止し、働きやすい環境をつくるため、労務や労働問題にかかる問い合わせの相談窓口に遅滞なく適切に紹介・案内を行います。
事業(3)タイトル		(3) キャリアアップ支援
事業(3)内容		男女間の賃金格差是正や就職氷河期世代への収入増のため、高度ITスキル習得にかかる支援を行い、リスクリングを見据えたキャリアアップを支援します。
事業(4)タイトル		(4) 健康経営とワーク・ライフ・バランスの推進
事業(4)内容		従業員への健康投資を行うことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらし、結果的に企業の持続的な成長や業績の向上にも資することが期待されています。性差による健康課題にも配慮した健康経営を通じて、誰もが働きやすい職場環境の整備を進めよう、事業者等へのジェンダー視点に立った健康経営に関する制度の周知及び啓発を推進します。 また、仕事と生活の調和が図られ、誰もがそれぞれの事情に応じて働き続けられるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みに関する情報提供及び啓発も行います。
事業(5)タイトル		(5) 事業所としての横須賀市の取り組み
事業(5)内容		ハラスメントの防止に向け、全職員を対象とした研修を実施するとともに、服務規程を周知するなど、ハラスメントの禁止を徹底します。また、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児又は介護に関するハラスメントの防止に必要な事項を指針で示し、職員の理解と意識の向上を図ります。あわせて、職員が安心して相談できるよう、外部相談員を含む相談窓口を設置します。 カスタマー・ハラスメントについては、市民等の権利を不当に侵害しないよう配慮しつつ、職員が安心して業務に取り組み、市民サービスの質を高められるよう、令和7年(2025年)9月に策定した「横須賀市カスタマーハラスメント対策基本方針」を一層周知していくなど、各種対策を進めます。

横須賀市人権施策推進指針の改定に関する調査票

○ 刑を終えて出所した人等やその家族の人権の人権

改定案のポイント
①「者」という表現を「人」に修正した。
② 横須賀市における更生保護ボランティアの活動や施策の内容について追記した。

	現指針（R01）41ページ	改定案
解説文	犯罪をした者が刑務所の出所後に偏見を持たれたり、その家族も同一視されたりすることがあります。これは、非行少年が少年院を出院した場合にも同様のことが起こり得ます。犯罪をした者が高齢者や障害者だった場合、14歳未満で触法少年となる場合などは、福祉の問題も関わって、さらに問題が複雑化します。犯した犯罪は、償わなければなりません、罪を償った者が社会において孤立することなく、地域の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となるための支援をすることが必要です。 国は、平成28年(2016年)12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」を施行し、平成29年(2017年)12月には「再犯防止推進計画」を策定しました。 横須賀市は法の趣旨にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、就労や住居の確保等の立ち直りに向けた取り組みを推進し、更生保護団体その他の関係者との緊密な連携・協力をすることで、出所した者等やその家族の支援に努めます。	罪を犯した人が刑務所を出所後に差別意識や偏見を持たれたり、その家族も同一視されたりすることがあります。これは、非行少年が少年院を出院した場合にも同様のことが起こり得ます。罪を犯した人が高齢者や障害者だった場合、14歳未満で触法少年である場合などは、福祉の問題も関わって、さらに問題が複雑化します。犯した罪は償わなければなりません、罪を償った人が社会において孤立することなく、地域の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となるための支援をすることが必要です。 横須賀市は、保護司会をはじめとした更生保護ボランティア団体や関係機関と連携し、広く市民の関心と理解を深めるための広報・啓発活動を行ったり、さまざまな課題を抱えた人を適切な保健医療・福祉サービスにつなげるなど、さまざまな施策を推進しながら、出所した人等やその家族の支援に努めます。

横須賀市人権施策推進指針の改定に関する調査票

○ 路上生活者（ホームレス）・生活困窮者・生活保護受給者の人権

改定案のポイント
① 生活保護受給者への誹謗中傷等の実態もあることから、タイトルを「路上生活者（ホームレス）・生活困窮者・生活保護受給者の人権」に修正した。
② 生活保護受給者に関する内容を追記した。

	現指針（R01）42ページ	改定案
解説文	横須賀市では、NPO団体などの協力により、路上生活者の生活保護への移行も含めた、自立につながる定住促進を行っており、一定の成果を挙げています。しかし、いまだに支援を拒否する人もおり、根気よく説得を続けているところです。今後は、ホームレスを生まない社会の構築を目指すとともに、偏見や差別をなくし、支援に対する市民の理解や共生意識を醸成するための啓発を行っていく必要があります。また、近年、経済状況の変化により生活保護受給者が増加するなど、我が国の相対的貧困率は上昇し、高齢者世帯や母子家庭でも相対的貧困率が高い傾向にあります。子どもの貧困率も上昇傾向にあり、7人に1人が貧困状態にあると言われています。 これらの「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」で定義されない生活困窮者に対しても、各相談機関との連携など、社会的なつながりを構築するための息の長い支援策を検討していく必要があります。平成27年には「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活困窮者への包括的支援の提供が求められています。	横須賀市では、NPO法人などとの連携により、路上生活者（ホームレス）の生活保護への移行も含めた、自立につながる定住支援を行っています。引き続き路上生活者（ホームレス）を生まない社会の構築を目指して自立に向けた支援を継続していきます。 また、「生活困窮者自立支援法」に基づき、路上生活者（ホームレス）に限らず、住居、就労、家計などの課題を抱える生活困窮者に対しても、状況に応じた支援を行う必要があります。 生活保護は、憲法第25条の生存権に基づき、生活に困窮する人に対して健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度です。しかし、生活保護受給者に対して、制度利用を恥とみなしたり、本人の自己責任であるとして非難するなど、社会的偏見いわゆるスティグマが社会問題となっています。このような差別や偏見は、尊厳を傷つけ、社会からの孤立を招くだけでなく、支援を必要とする人が相談や制度の利用をためらう要因にもなります。 横須賀市では、「誰も一人にさせないまち」の理念のもと、要保護者及び生活保護受給者が安心して必要な支援につながるができるよう、引き続き支援者である職員の共生意識の醸成に努めます。

横須賀市人権施策推進指針の改定に関する調査票

○ 就労支援を必要とする人の人権

改定案のポイント
①「母子家庭」を「ひとり親家庭等」という表現に修正した。

	現指針（R01）42ページ	改定案
解説文	近年、若年層を中心とした安定的な雇用を求める方が少なからず存在する中で、経済・社会構造の変化等により、雇用全体の約4割が契約社員、派遣社員、パートタイムやアルバイト等の非正規雇用労働者となっています。 働く意欲のある人が自らの働き方に合った仕事を得て、幸福を追求していくことができる社会の構築が望まれます。 このような中、国や県などを中心として、さまざまな取り組みがなされています。横須賀市においても、これらとの連携を図りながら、就労情報の広報、母子家庭などに対する自立支援セミナーの開催、ひとり親家庭や障害者への就労支援などの支援を行っています。 今後も引き続き、国・県・企業などとの連携のもと、それぞれの対象者に応じた就労支援の充実を図っていく必要があります。	近年、若年層を中心とした安定的な雇用を求める方が少なからず存在する中で、経済・社会構造の変化等により、雇用全体の約4割が契約社員、派遣社員、パートタイムやアルバイト等の非正規雇用労働者となっています。 働く意欲のある人が自らの働き方に合った仕事を得て、幸福を追求していくことができる社会の構築が望まれます。 このような中、国や県などを中心として、さまざまな取り組みがなされています。横須賀市においても、これらとの連携を図りながら、就労情報の広報、ひとり親家庭等を対象とした自立支援セミナーの開催や障害者への就労支援などの支援を行っています。 今後も引き続き、国・県・企業などとの連携のもと、それぞれの対象者に応じた就労支援の充実を図っていく必要があります。

横須賀市人権施策推進指針の改定に関する調査票

○ 婚外子の人権

改定案のポイント
① こども家庭庁が推奨している、平仮名表記の「こども」に変更した。

	現指針（R01）43ページ	改定案
解説文	婚姻外の関係の中で生まれてきた婚外子は、「嫡出でない子」という「社会的身分」から、それを理由として中傷、侮蔑、差別され、人としての尊厳が侵害されていることがあります。子どもは、その社会的身分について何の責任もなく、自らの意志や努力によって変えることはできません。 婚外子であることを理由とした差別のない社会が構築される必要があります。	婚姻外の関係の中で生まれてきた婚外子は、「嫡出でない子」という「社会的身分」から、それを理由として中傷、侮蔑、差別され、人としての尊厳が侵害されていることがあります。こどもには、その社会的身分について何の責任もなく、自らの意志や努力によって変えることはできません。 婚外子であることを理由とした差別のない社会が構築される必要があります。

横須賀市人権施策推進指針の改定に関する調査票

○ 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題

改定案のポイント
①「拉致問題その他北朝鮮当局による人権問題への対処に関する法律」に関する内容を追記した。
② 横須賀市の取組内容を追記した。

	現指針（R01）43ページ	改定案
解説文	北朝鮮当局による拉致問題は、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての市民の関心と認識を深めていく必要があります。国の動向を踏まえながら、拉致問題への関心と理解を深めるための支援と周知を中心に進めます。 また、同時に、北朝鮮による拉致問題が、在日韓国人・朝鮮人の方々等への差別につながるような意識啓発等の取り組みが必要です。	北朝鮮当局による拉致問題は、重大な人権侵害であり、国際社会全体で解決に取り組むべき課題です。政府が認定した拉致被害者の他にも、拉致の可能性が否定できない事案があることも指摘されています。 国においては、平成18年（2006年）に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権問題への対処に関する法律」が施行され、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」として、拉致問題をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題に関する啓発が行われています。 横須賀市では、国の取り組みを踏まえ、横田めぐみさんと特定失踪者の写真パネル展示や、職員のブルーリボンバッジの着用などを通じて、拉致問題への関心と理解を深めるための周知・啓発に取り組めます。 また、北朝鮮当局による拉致問題が、在日韓国人・朝鮮人の方々等への差別につながるような意識啓発等の取り組みが必要です。

横須賀市人権施策推進指針の改定に関する調査票

○ アイヌ民族の人権

改定案のポイント
 ① 令和元年施行の「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」に関する内容を追記した。

	現指針（R01）43ページ	改定案
解説文	アイヌ民族は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を持っていますが、近世以降の同化政策などにより、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難く、また、迫害などにより長く差別と困窮を強いられてきました。 平成19年(2007年)に、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が国連総会で採択されたことを受け、日本では、平成20年(2008年)に国会において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択されました。しかし、アイヌ民族に対する理解不足から偏見や差別が依然と存在しています。 現在、日本の法律としてアイヌ民族を初めて先住民族と明記し、生活格差を解消するための法整備を図るなど、国において政策的な検討が進められています。横須賀市としても、適切な相談窓口の周知等、国と協力し支援に努めます。	アイヌ民族は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を持っていますが、近世以降の同化政策などにより、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難く、また、迫害などにより長く差別と困窮を強いられてきました。 平成19年(2007年)に、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が国連総会で採択されたことを受け、平成20年(2008年)に国会において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択されました。さらに、令和元年(2019年)には、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行され、アイヌの人々が民族としての誇りをもって生活できる社会の実現に向け、文化振興、地域振興、産業振興及び観光振興などの施策を総合的に推進しています。 一方で、アイヌ民族に対する理解不足から差別や偏見が依然と存在しています。 横須賀市としても、適切な相談窓口の周知等、国と協力し支援に努めます。